

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2023年6月28日
【事業年度】	第57期（自2022年4月1日至2023年3月31日）
【会社名】	株式会社はせがわ
【英訳名】	HASEGAWA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新貝 三四郎
【本店の所在の場所】	福岡市博多区上川端町12番192号
【電話番号】	(092)263-7624
【事務連絡者氏名】	経理部長 馬渡 周二
【最寄りの連絡場所】	福岡市博多区上川端町12番192号
【電話番号】	(092)263-7624
【事務連絡者氏名】	経理部長 馬渡 周二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (千円)	-	17,917,920	17,838,751	19,792,217	-
経常利益又は経常損失 () (千円)	-	951,762	1,087,763	1,233,441	-
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 () (千円)	-	1,114,927	215,560	707,089	-
包括利益 (千円)	-	1,229,835	310,307	735,430	-
純資産 (千円)	-	8,911,128	9,217,646	9,887,807	-
総資産 (千円)	-	16,896,867	17,743,880	18,361,385	-
1株当たり純資産 (円)	-	490.73	507.82	543.74	-
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 () (円)	-	61.47	11.87	38.90	-
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	52.7	51.9	53.9	-
自己資本利益率 (%)	-	-	2.38	7.40	-
株価収益率 (倍)	-	-	25.5	7.4	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	997,875	3,198,260	62,345	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	140,796	482,644	365,642	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	2,006,543	1,519,964	573,703	-
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	-	2,383,334	3,578,989	3,724,726	-
従業員数 (名)	-	765	748	748	-
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(423)	(442)	(446)	(-)

(注) 1 第54期から連結財務諸表を作成しているため、第53期については記載しておりません。また、当社は、2022年6月1日付で、当社の完全子会社でありました株式会社田ノ実を吸収合併し、連結子会社が存在しなくなったため、第57期より連結財務諸表を作成しておりません。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第56期の期首から適用しており、第56期の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3 第54期から第56期までの1株当たり純資産の算定上、「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、第54期から第56期までの1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、当該当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

4 第54期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第55期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。第56期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 第54期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (千円)	19,010,058	17,879,964	17,787,855	19,717,602	21,608,103
経常利益又は経常損失 () (千円)	236,968	853,054	1,140,553	1,246,442	1,773,327
当期純利益又は 当期純損失 () (千円)	134,682	1,015,844	135,186	697,418	1,154,031
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	4,037,640	4,037,640	4,037,640	4,037,640	4,037,640
発行済株式総数 (千株)	18,646	18,646	18,646	18,646	18,646
純資産 (千円)	10,282,464	8,983,237	9,209,380	9,869,871	10,945,315
総資産 (千円)	15,966,915	16,956,624	17,721,860	18,330,565	18,218,662
1株当たり純資産 (円)	564.64	494.70	507.36	542.75	601.90
1株当たり配当額 (円)	7.50	3.75	2.00	5.50	11.25
(うち1株当たり中間配当額)	(3.75)	(3.75)	(-)	(2.50)	(3.75)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 () (円)	7.42	56.01	7.44	38.37	63.46
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	64.1	52.9	52.0	53.8	60.1
自己資本利益率 (%)	1.31	-	1.49	7.31	11.09
株価収益率 (倍)	53.9	-	40.7	7.5	6.1
配当性向 (%)	102.0	-	27.1	14.5	17.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	257,840	-	-	-	1,036,681
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	478,704	-	-	-	313,041
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,029,260	-	-	-	1,598,034
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	1,515,465	-	-	-	2,878,816
従業員数 (名)	773	762	747	746	747
(外、平均臨時雇用者数)	(389)	(416)	(430)	(430)	(425)
株主総利回り (%)	84.9	88.0	65.9	63.7	86.7
(比較指標：日経平均) (%)	(100.9)	(92.4)	(142.1)	(138.3)	(142.1)
最高株価 (円)	502	412	413	323	439
最低株価 (円)	380	290	252	226	247

- (注) 1 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第56期の期首から適用しており、第56期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 2 第53期及び第57期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社の利益及び利益剰余金等からみて重要性が乏しいため、記載しておりません。
- 3 第54期から第56期は連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
- 4 1株当たり純資産の算定上、「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、当該当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
- 5 第53期及び第55期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。第54期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第56期及び第57期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 6 第54期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。
- 7 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2【沿革】

年 月	事 業 内 容 の 変 遷
1929年 9 月	創業社長 長谷川才蔵が直方市溝堀に居を構え、仏壇仏具の行商を開始
1936年11月	直方の古町商店街に「長谷川仏具店」を開業
1966年12月	社名を「株式会社長谷川仏壇店」とし、法人化する。
1970年 9 月	オリジナル金仏壇「明日香」の販売を開始
1976年 4 月	社名を「株式会社はせがわ」に商号変更
1976年 5 月	本部機能を福岡市博多区に移転
1978年 4 月	東京都千代田区神田に関東事務所を開設
1979年 2 月	関東地区 1 号店として川口芝店開店
1980年 3 月	仏壇の製造を行なう株式会社長谷川仏壇製作所及び寺院工事を行なう株式会社長谷川仏具工芸（現 株式会社はせがわ美術工芸）を当社の子会社とし、充実強化を図る。
1982年 4 月	仏壇仏具卸専門のはせがわ商事株式会社を子会社として設立
1982年11月	福岡県内で仏壇の製造を営む有限会社大川唐木佛壇製作所に資本参加し子会社とする。
1984年 4 月	子会社のはせがわ商事株式会社を吸収合併
1984年 5 月	関東事務所を東京都中央区銀座に移転
1984年 8 月	本店を福岡市博多区に移転
1988年11月	福岡証券取引所に株式上場
1994年 9 月	東海地区 1 号店として春日井店開店
1994年11月	大阪証券取引所市場第二部に株式上場
1997年 4 月	墓石事業に本格参入
2002年11月	子会社の株式会社長谷川仏壇製作所が同有限会社大川唐木佛壇製作所を吸収合併し、株式会社はせがわ仏壇工房に商号変更
2004年 5 月	関東事務所を東京都文京区後楽に移転
2004年 7 月	本店を福岡市博多区祇園町に移転し「福岡本社」とする。
2004年 7 月	本社機能の一部を関東事務所に移転し「東京本社」とする。
2007年 3 月	東京藝術大学に「お仏壇のはせがわ賞」を創設
2007年10月	はせがわビル（福岡本社・福岡本店）を福岡市博多区上川端町に竣工
2009年 9 月	屋内墓苑事業を開始
2011年 4 月	株式会社はせがわ美術工芸が株式会社はせがわ仏壇工房を吸収合併
2012年 3 月	東京証券取引所市場第二部に株式上場
2012年 5 月	大阪証券取引所市場第二部上場廃止
2013年 3 月	東京証券取引所市場第一部に株式上場
2013年 9 月	株式会社はせがわ美術工芸の全株式の70%を譲渡し、関連会社へ移行
2014年 5 月	カリモク家具株式会社との協同開発仏壇「SOLID BOARD JUST（ソリッド ボード ジャスト）」の販売を開始
2015年 2 月	リビングスタイル店 1 号店としてヴィナシス金町店開店
2017年 1 月	ショッピングセンター内リビングスタイル型 1 号店としてイオンタウン黒崎店開店
2017年 3 月	こころのアトリエ 1 号店としてトレッサ横浜店開店
2019年 5 月	飲食・食品・雑貨事業を営む株式会社田ノ実を子会社として設立
2019年 6 月	田ノ実 1 号店として自由が丘店開店
2020年 6 月	百貨店内 1 号店として東武池袋店開店
2022年 4 月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からスタンダード市場に移行
2022年 6 月	子会社の株式会社田ノ実を吸収合併

3【事業の内容】

当社は、主に宗教用具関連事業及び飲食・食品・雑貨事業を行っております。

なお、当社は、2022年6月1日付で、当社の100%子会社でありました株式会社田ノ実を吸収合併いたしました。当社の主な事業内容及びセグメントとの関連は次のとおりであります。

事業の種類	事業の内容
宗教用具関連事業	<p>< 仏壇仏具事業 > 東日本及び西日本地域に展開する直営店舗にて仏壇仏具の小売販売を行っております。</p> <p>仏教の伝統的な教義・様式に則った仏壇仏具に加え、お客様の生活様式や価値観の多様化に対応した商品を企画・開発し、提供しております。</p> <p>商品の企画・開発・仕入については、海外協力工場生産の商品に加え、国内メーカーとの協同開発による当社オリジナルの商品を充実させております。</p> <p>また、全国の仏壇仏具販売店を対象に卸売販売を行っております。</p> <p>< 墓石事業 > 東日本及び西日本地域に展開する直営店舗・霊園管理事務所にて墓石建立及びその他施工に関わる受注販売を行っております。</p> <p>石材及び施工については、自社基準に基づく高品質な商品提供に取り組んでおります。</p> <p>< 屋内墓苑事業 > 販売業務委託契約により寺院が有する屋内墓苑の受託販売を行っております。</p>
飲食・食品・雑貨事業	<p>< 飲食・食品・雑貨事業 > 飲食及び食品・雑貨の小売販売を行っております。</p>

(注) 1 報告セグメントと上記事業の内容の関連は次のとおりであります。

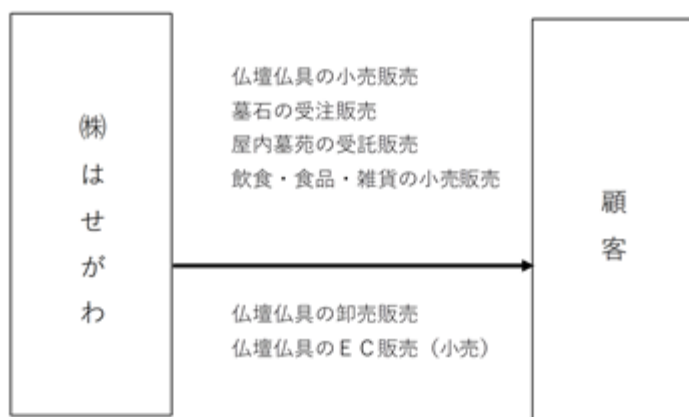
報告セグメントの種類	区分	事業の内容
仏壇仏具 ・ 墓石	東日本	仏壇仏具事業（小売販売） 墓石事業
	西日本	仏壇仏具事業（小売販売） 墓石事業
屋内墓苑		屋内墓苑事業（受託販売）
飲食・食品・雑貨		飲食・食品・雑貨事業（小売販売）
その他		仏壇仏具事業（卸売販売・EC販売（小売））

2 当社の企業集団等には次の関連会社（持分法非適用）があります。

会社名	事業の内容
(株)はせがわ美術工芸	寺院内陣設計施工、文化財保存修復
泉州恩慈諮詢服務有限公司（中華人民共和国）	貿易等のコンサルタント
(株)オクノトレーディング	石材製品の輸入及び販売

なお、G.V.C. DEVELOPMENT COMPANY LIMITED（ベトナム社会主義共和国）については、破産手続きを開始しており、財務及び営業又は事業の方針の決定に影響を与える意思はないため、同社を関連会社として認識しておりません。

主な事業系統は、概ね次の図のとおりであります。



(注) 持分法非適用関連会社については記載を省略しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 又は被所有 割合(%)	関係内容
(株)はせがわ美術工芸	福岡県直方市	30,000	寺社関連事業	30.0	商品の仕入
(株)オクノトレーディング	岡山県笠岡市	10,000	墓石事業	30.0	商品の仕入 役員兼任2名

(注) 上記は、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出していません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2023年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
747（425）	44.3	17.1	4,924

セグメントの名称	区 分	従業員数（名）
仏 壇 仏 具 墓 石	東 日 本	435（322）
	西 日 本	143（67）
屋 内 墓 苑		10（20）
飲食・食品・雑貨		7（-）
報告セグメント計		595（409）
そ の 他		13（5）
全 社（ 共 通 ）		139（11）
合 計		747（425）

- （注）1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。なお、2023年3月31日現在において他社から当社への出向者はありません。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3 従業員数欄の（ ）内は外数であり、臨時従業員（パートタイマーを含み、アルバイト及び派遣社員を除く。）の年間平均雇用人員であります。
- 4 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、はせがわ労働組合と称し、上部団体としてU Aゼンセン流通部門に加盟しております。なお、当社の労使関係は安定しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度					補足説明
管理職に 占める女性 労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者 の育児休業 取得率 (%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 1、3			
		全労働者	うち 正規雇用 労働者 (注) 4、5	うち 非正規雇用 労働者 (注) 4、6	
4.8	58.8	49.1	64.6	71.9	<p>当事業年度末時点(管理職 総人数62人に対し女性3人)</p> <p>当事業年度(2022年4月 1日~2023年3月31日)を 対象期間として算出</p>

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき割合を算出したものであります。なお、ここでいう管理職とは「課長級(チームリーダー・エリア長)」及び「課長級より上位の役職(役員を除く)」にある労働者を指しております。
- 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第2号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
- 3 男性労働者一人当たりの賃金に対する女性労働者一人当たりの割合を算出したものであります。
- 4 正社員、準社員及び期間の定めなくフルタイムで勤務する契約社員を正規雇用労働者とし、それ以外の者を非正規雇用労働者として算出したものであります。
- 5 正規雇用労働者における差異の要因は、当社の賃金体系に含まれる勤続年数及び役職位を反映する要素について、それぞれ女性の平均勤続年数が男性の平均勤続年数に比べて短いこと、女性の役職者(管理職・係長職)が男性に比べて少ないことの影響によるものであります。
- 6 非正規雇用労働者における差異の要因は、非正規雇用労働者全体に占める割合の大半が女性かつパートタイマーで構成されることに対し、男性の非正規雇用労働者は、大半が正規雇用労働者の再雇用者(正規雇用時より賃金水準は下がるものの、パートタイマーより上の賃金水準)で構成される影響によるものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社は、創業の精神である「信用本位」「感謝報恩」「よろこびのあきない」を基本理念と位置づけております。

この精神を原点に、宗教用具関連事業を通じて、「心の平和と生きる力」を実現することを当社の使命と捉え、そのために必要なサービスや商品のきめ細やかな提供と、様々な価値観の変化を先取りした柔軟な提案を追求してまいります。それとともに、これまで長年取り組んできた「供養」の領域をさらに掘り下げて、お客様の抱えているお悩みやお困りごとを解消する商品・サービスを提供することで、お客様の『心豊かな生活（ピースフルライフ）』を支援する企業を目指してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社は、仏壇仏具・墓石・屋内墓苑の販売を中心とする事業強化により、主にROA、売上高伸張率、自己資本比率を主要な経営指標の目標とし、各指標の向上を目指しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、「仏壇仏具事業」「墓石事業」「屋内墓苑事業」を宗教用具関連事業の中核と位置づけ、各事業が連動して顧客創造を進めることで、相乗効果を図ってまいります。

「仏壇仏具事業」については、さまざまなお客様のニーズにお応えできる当社オリジナルの商品開発に取り組んでまいります。また、当社に来店された多くのお客様は、大切な誰かを亡くされて来店されます。そのお客様の気持ちに寄り添い、お客様の期待に応えられるような『最上のおもてなし』を提供できる人材になるために人材教育を継続して実施してまいります。

店舗施策については、より多くのお客様に心豊かな生活を送れるように、顧客接点が見込める立地や店舗形態（ショッピングセンターや百貨店など）の検討を行ない、新規出店や移転、統廃合などを推し進めてまいります。

「墓石事業」と「屋内墓苑事業」を含めた遺骨収蔵に関する事業については、近年人気のある「樹木葬」において、当社で開発の企画提案と受託販売を進めるとともに、「合葬墓・海洋葬」など多様なニーズに対応できるよう体制づくりも目指してまいります。

また、「飲食・食品・雑貨事業」では、上記の宗教用具関連事業とは別の供養にとらわれずに日常の「祈り・願い・感謝」を「食」を通して提案し、新たな顧客接点の増加を目指してまいります。

今後はなお一層変化するお客様のニーズに対応した商品・サービスの提供とともに、「供養」の枠組みにとらわれず、日常の「祈り・願い・感謝」の提案を拡大し、「手を合わせる機会」を創造してまいります。

当社は、2023年3月期から新たな3ヵ年の中期経営計画が始まりました。中期経営計画では『売り切り型からの脱却』と『手を合わせる機会の創造』をテーマに、ご供養の領域でお客様に安心・安全な商品を提供することに加えて、ご供養以外の領域においても商品・サービスを開発・提供してまいります。さらに既存商品をお求めになった後も、当社とお客様の関係性を継続できるような仕組みを検討・実験し、全店展開を推し進めてまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

当社が事業を展開する宗教用具関連業界を取り巻く環境は、お客様の生活様式や価値観の多様化によって購入商品の小型化・簡素化の傾向が継続し、それに伴う単価下落の傾向などが継続しております。一方で当社が対象とするお客様はご家族様を亡くされた方が中心となりますので、当社の商圏内における死亡者数が市場を形成していると考えておりますが、お客様のなかには伝統的形式に縛られない「自分らしい」供養のあり方を求める方や、おひとり様なのでそもそも用意しないという方が一定数いらっしゃる事が想定されます。そのため、死亡者数が増加しても市場規模が単純に拡大しないものと認識しており、前述のような価値観を持ったお客様のインサイトの把握とこれまでにない商品・サービスの開発・提案が課題となっております。また、近年は新型コロナウイルス感染症の流行により、お客様の購買行動が情報入手方法も含めて大きく変化しております。

このような環境変化のなか、当社は顧客接点の更なる拡大を目的に、WEBの世界におけるプレゼンスを獲得するためにデジタル領域の課題を重点的に設定し、推進してまいります。具体的には、WEBサイトの強化（SEO、デジタルマーケティング、SNS活用など）と、ECモールの強化（モールごとの販売促進策、商品説明を充実させるなどのページ改善）を引き続き行なっていくことで、WEBと営業店を合わせて顧客接点を拡大させ、集客を高めてまいります。

事業別の課題としては、仏壇・仏具事業については、LIVE-ingコレクションを中心とした品揃え、競合対策商品などの投入によって、競合他社と差別化・対抗していくとともに、富裕層のお客様に提案できる高価格帯の商品品揃えも充実させ、お仏壇の単価維持・向上を図ってまいります。また、お客様への『最上のおもてなし』を実践するために、社員への販売教育を継続課題として実施してまいります。

当社の墓石事業及び屋内墓苑事業に重要な影響を及ぼすご遺骨供養に関する動向としては、墓石事業に関わる好条件の墓地の不足が挙げられます。これは、引き続き都市部を中心に霊園開発に関する規制の強化を背景に、お客様のニーズを満たす霊園が不足している状況であり、条件の良い墓地の確保が課題となっております。開発情報の早期入手や参入のための交渉など、業界関係者とのコミュニケーション、関係作りが必要となります。また直近の数年においては、樹木葬という新たな選択肢がお客様からの支持を集めております。樹木葬は、墓石の代わりに樹木を墓標としてご遺骨を地中に埋葬するスタイルですが、通常と比べて価格がリーズナブルであるため、新しくお墓を検討されるお客様からの要望が増加しております。当社は「樹木葬」の開発の企画提案を始めとして、商圏内で受託販売可能な樹木葬墓地の確保を重要な課題とし、営業部門を中心にスピード感を持って推進してまいります。さらに、2010年代から増加し、当社も積極的に販売業務を受託してきた屋内墓苑事業については、競合施設の開苑などで、依然として供給が需要を上回っている状況であり、各施設の特色を生かしたイベントを開催するなど、差別化が課題となっております。

飲食業界においては、新型コロナウイルス感染症の流行、物価高騰による食材及び商品仕入価格の上昇、水道光熱費、物流費の増加などで、厳しい状況が継続していると認識しており、当社が運営している「田ノ実」についても、収益性の改善が求められることから、これらの影響を最小化することが課題となります。新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから、今後はお客様の動きが活発になることが期待できますが、新規顧客の獲得やリピート顧客の確保を目指し、飲食メニューの新規投入やMDの強化を行なっていくとともに、粗利益率の向上を目指した活動を継続してまいります。また、2022年10月からはせがわの店舗において法事シーンを中心とした田ノ実の法事ギフトの取扱いを開始しており、全店での販売を強化してまいります。

新たな事業の確立を目指し、活動をスタートしているピースフルライフサポート事業については、各事業所において、ご供養以外の領域でのお困りごとをヒアリングし、一部地域で実験的に相談対応やサービスを提供することからスタートしております。ヒアリング及び実験の結果、当社の商品・サービスを提供したお客様は同時期に様々なお困りごとを抱えていることが判りました。具体的には、相続に関することや、遺品整理、不動産整理などです。現時点では、提携企業にお客様を取り次ぐ形でサービスを提供しておりますが、お客様のニーズをより広く、深く把握していくことで、当社として独自に提供できる商品・サービスを検討してまいります。

全社的な課題としては、サステナビリティとDXに関する課題、さらに組織運営上の課題が対処すべき課題であると認識しております。サステナビリティについては、2023年3月24日に公表したサステナビリティ基本方針に基づき、4つの重要課題を特定いたしました。今後は2023年4月1日付で新たに設置するサステナビリティ委員会にて、具体的な取組み内容や担当部署を決定し、進捗状況を定期的にモニタリングしてまいります。DXに関しては、人材の確保が困難になるなか、生産性を高めるためにデジタルツールの活用による業務効率の向上が課題となると考えております。それによって生み出された人員は、イノベーションを生み出す企画創造のための人材として活用していく必要があると認識しております。組織運営上の課題としては、多様な価値観やライフステージに合わせた働き方やキャリア形成、人材育成が実現できる新しい人材マネジメント体系の構築や、新しいチャレンジが自律的・積極的に行なわれるような組織風土の醸成などが課題であると考え、そのような活動を支援してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) サステナビリティ基本方針

私たちは、創業の精神に基づく持続的な企業活動を通じて、お客様、社員、社会、自然をはじめとしたあらゆるご縁への感謝の想いを体現し、歴史ある日本文化を伝承することで、ともに調和し、輝きあい、喜びあえる世界を実現してまいります。

(2) 重要なサステナビリティ項目（マテリアリティ）

当社は、各部門から提出されたサステナビリティに係る取組課題（272個）について、サステナビリティ基本方針との親和性、社会問題解決への貢献度、当社利益へのインパクト、取組の継続性といった基準で検証し、重要なサステナビリティ項目（マテリアリティ）として4つの重要課題と8つのテーマを選定しております。

重要課題	テーマ
心豊かな生活を支援するためのサービスや商品の提供と創出	市場シェアの拡大
	新市場の創造
	デジタル領域の強化
自然に配慮した企業活動	原材料に配慮した商品開発
	省エネ・省資源の取組み
日本文化の伝承	日本の精神文化の承継
	日本の伝統文化・技術の継承
多様な人材が活躍できる職場づくり	人的資本・多様性に関する取組み

(3) ガバナンス

当社のガバナンス体制につきましては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由 イ 会社の機関・内部統制の関係」に記載のとおりであります。

また、当社は、サステナビリティに係る取組を次のとおり実行します。

各部門は、サステナビリティに係る取組状況を3ヵ月に1回の頻度でサステナビリティ委員会に報告します。

サステナビリティ委員会は、各部門のサステナビリティに係る取組状況をモニタリングし、必要に応じて各部門に指示を出します。

サステナビリティ委員会は、全社のサステナビリティに係る取組状況を半年に1回の頻度で取締役会に報告します。

取締役会は、全社のサステナビリティの取組状況を監督し、必要に応じてサステナビリティ委員会に是正を勧告します。

(4) 戦略

今後当社は、上記の重要なサステナビリティ項目（マテリアリティ）に関する具体的な施策や担当部門についてサステナビリティ委員会で協議・決定し、取組みを推進してまいります。

また、当社における人材の多様性の確保を含む人材育成方針及び社内環境整備方針は次のとおりであります。

人材育成方針

当社は、会社を「人間形成の場」と考えています。

従業員一人ひとりが、当社におけるあらゆるご縁を通じて専門的な教養やスキルを身につけながら「個の力」を高めること、自主性・自律性を発揮し「自己」を確立すること、これらのプロセスにおいて、創業以来脈々と育まれ引き継がれてきた「敬い・感謝・礼儀を重んじる”和”の企業文化」に包まれながら様々な経験を積み重ねることで、日本の心に根差した奥深い精神性を養うことが当社の人材育成の本質です。このような人材育成の本質を根幹に据え、従業員と会社が協調し互いに役割を果たしながら人材育成を推進してまいります。

社内環境整備方針

当社では、従業員一人ひとりが「個の力」を発揮していくために「健康」が欠かせない要素と考えております。適切な労働環境の提供、健康管理の支援、メンタルヘルス対策の実施などを通じて従業員一人ひとりの心身の健康保持増進に努めてまいります。

一方で、当社では、「個の力」を「組織の力」に昇華させていくために「多様性」が欠かせない要素と考えております。従業員が自主的・自律的に「多様なキャリア」・「多様な勤務体系」・「多様な勤務場所」を選択できるインフラ・仕組みや、多様性が交わる機会（組織横断や他社共同のプロジェクトやワークショップ）などを従業員に提供し、表層的（年齢・性別など）・深層的（価値観・経験など）の両面から多様な属性を持つ従業員が働きやすく活躍できる環境を整備してまいります。

そして、これらの社内環境整備の実施を背景として、多様な属性を持つ従業員の雇用と活用を進めてまいります。

(5) リスク管理

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクは、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。サステナビリティ関連のリスク及び機会について、その影響度や発生頻度の検証等は実施できておりませんので、今後サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別評価し、管理するための体制の構築を検討してまいります。

(6) 指標及び目標

上記「(4) 戦略」に記載のとおり、今後当社は、重要なサステナビリティ項目（マテリアリティ）に関する具体的な施策や担当部門についてサステナビリティ委員会で協議・決定いたしますが、併せて重視する指標及び達成目標についても協議・決定してまいります。

また、当社では、上記「(4) 戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材育成方針及び社内環境整備方針に基づき、次のような取組、指標、目標を掲げております。なお、当事業年度の実績は次のとおりであります。

人材育成方針に基づく取組、指標、目標、実績

当社では、専門的な知識・教養を身につけることが従業員の「個の力」を高めるものと考えております。

イ．専門的な知識を身につける当社独自の社内資格プログラムの実施

内容：階層ごとの対象者に対する社内資格（ベーシック資格・販売資格）の講座及び試験の実施

指標：社内資格の取得率

目標：ベーシック資格 取得率100%、販売資格 取得率90%

実績：ベーシック資格 取得率98.5%、販売資格 取得率82.1%

（注）「累計取得者人数 ÷ 受験資格を有する累計対象者人数 × 100」で算出しております。

ロ．専門的な教養を身につける当社独自の理念教育の実施

内容：「経営理念（創業の精神）」への理解を深め実践につなげる社内研修・プログラムの実施

指標：社内研修・プログラムの実施回数

目標：-（毎事業年度、選抜基準を設定し、その規模により実施回数を設定）

実績：2022年6月・11月の計2回実施（受講者18名）

（注）現在は課長職以上の選抜者を対象としており、当事業年度までの累計受講者人数は41人となっております。

社内環境整備方針に基づく取り組み、指標、目標、実績

イ．「健康」の維持増進に向けた取組みの一環としての休暇取得の推進

指標：年間有給休暇取得率

目標：年間有給休暇取得率 70.0%

実績：年間有給休暇取得率 59.3%

（注）1 「全雇用者の有給取得日数計 ÷ 全雇用者の有給付与日数計 × 100」で算出しております。

2 有給取得日数には、前事業年度有給休暇の繰越分を取得した分も含めております。

3 付与日数には、前事業年度繰越分は含めておりません。

ロ．「多様性」の確保に向けた取組みの一環としての女性の活躍の場の拡大

指標：係長職（店長・所長）に占める女性従業員の比率

目標：2025年3月31日までに30%

実績：16.3%（当事業年度末時点）

（注）「係長職に占める女性の人数 ÷ 係長職総人数 × 100」で算出しております。

なお、上記指標・目標とは別に、管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異につきましては、「第1 企業の概況 5 従業員の状況 (3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」に記載のとおりであります。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項につきましては、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) お客様の供養に対する価値観の変化について

お客様の生活様式や価値観の変化に伴って、従来の概念に捉われない供養へのニーズが高まっております。この大きな変化の一部として、既存販売商品における小型化・低価格化は一段と進行しており、また、屋内墓苑や合葬墓・海洋葬・樹木葬等の新しい商品・サービスへのニーズの高まりもみられます。

当社は、取扱い商品・サービスの見直しや拡充及び新業態への取組み等の対応を図っておりますが、このようなお客様の意識の変化が、当社の今後の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 自然災害・事故・感染症等の発生について

当社の主要な営業拠点及び商品流通拠点は、首都圏を中心とした関東地域に集中しているため、大規模な地震、台風といった自然災害、事故、感染症等により流通経路や店舗設備が被害を受けた場合には、商品の調達や販売に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の品質基準に適合する商品を製造する工場を育成するにはある程度の年月を要するため、これらの工場が自然災害・事故・感染症等により短期間で甚大な被害を受けた場合には、価格・品質競争力のある商品の充分量の調達が困難となり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 海外における社会情勢の変化について

当社が販売する商品の大半は、中国等アジア各国からの輸入によるものであります。

また、仏壇に使用する木材や、墓石に使用する石材等の原材料等は、海外協力工場に集約され、商品の生産が行われております。

このため、海外の政治情勢や経済環境等の変化により、原材料価格及び輸送費等の急激な高騰や著しい円安の影響、あるいは一部の部材についての供給の滞り、代替材の調達先が確保できない、商品の製作・出荷ができない場合には、商品の利益率の悪化や機会損失の発生により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 優良な霊園・墓所の確保について

墓石売上確保のためには霊園・墓所を確保することが重要となりますが、お客様の要望は、より生活圏に近く立地の良い霊園を求める傾向が強くなっております。

しかしながら、地方自治体の霊園開発規制強化や開発業者と近隣住民とのトラブル等により、宗教法人による霊園の新規開発は従来に比べて困難な状況となっております。将来に向けて、優良な霊園や墓所が充分確保できない場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 建墓権取得に係る営業保証金の評価について

優良な霊園・墓所の確保のために、当社は主に霊園開発計画の段階で、霊園の経営主体（宗教法人等）に建墓権（墓石を販売する権利）取得のための営業保証金を差入れております。営業保証金は、当社と宗教法人等との「墓地販売業務提携契約」に基づく、建墓権取得を目的としての墓地永代使用権販売受託業務のために差入れた金銭の返還請求債権で、墓石の販売権が付随した複合的な性格を持っている債権であります。差入れた営業保証金は、当社と墓石販売契約を締結する顧客が霊園の経営主体に永代使用料（墓地を使用する権利料）を支払った後、霊園の経営主体から返還されます。

建墓権取得にあたっては、開発計画の頓挫や開園後の販売不振等の事業リスクの回避を充分検討したうえで営業保証金の差入れを行っておりますが、霊園の経営は地方自治体の経営主体に対する許可制であることから、開園の不許可や許可の取消しが生じるなど、当初の想定外の事態が発生する可能性があります。また、開園済みの霊園に対する営業保証金については、顧客の動向や霊園ごとの環境変化により回収までに長期を要する可能性があります。その結果、営業保証金の一部又は全部の回収が困難と判断される場合には、貸倒引当金を計上するなど、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 屋内墓苑受託販売物件の販売保証について

屋内墓苑の受託販売では宗教法人と販売業務委託契約を締結する際、納骨堂経営の安定化を目的として、販売保証を行なっております。

販売保証とは、当社が宗教法人に対して一定の計算期間ごとに受託販売目標金額を保証する契約であり、受託販売金額が計算期間内の販売保証金額に満たない場合には、不足額を保証金として宗教法人へ預託することとなります。なお、預託した保証金は、受託販売金額が販売保証金額を上回った場合等、将来的には宗教法人から当社へ返還されるものであります。

このため、今後の販売動向によっては、資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

なお、販売保証の状況につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (貸借対照表関係)」に記載のとおりであります。

(7) 減損会計について

当社は、店舗、本社において設備等を保有しており、減損会計を適用しております。店舗の収益性が悪化した場合や保有資産の市場価格等が著しく下落した場合は、減損損失を計上する可能性があります。その場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 店舗設備投資について

当社は130店舗の直営小売店舗を展開しております。そのため、経営効率の改善のための店舗移転や老朽化・陳腐化した店舗の改装投資等の店舗戦略により、固定資産の除却損等の損失が発生する可能性があります。

(9) 店舗賃借と差入保証金について

当社が展開する店舗の大部分が賃借物件であります。賃借期間は賃貸人との合意により更新いたしますが、賃貸人側の事由により賃借契約を解約される可能性があります。

また、賃貸人に対して保証金を差入れておりますが、倒産その他の賃貸人に生じた事由により一部回収不能になる可能性があります。

(10) 売上高の季節的変動について

当社の売上高は季節性が高く、お盆と秋のお彼岸を迎える第2四半期(7月から9月まで)と、春のお彼岸を迎える第4四半期(1月から3月まで)の売上高が他の四半期に比べて高くなる傾向があります。

(11) 店舗の衛生管理について

食品衛生とは安全・安心な商品をお客様に提供することであり、店舗では食材の取扱い及び衛生管理を実施するとともに、清潔な店作りに注力しております。しかしながら、万一、食中毒等の重大な衛生上の問題が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 顧客情報の漏洩について

当社では多くの顧客情報・個人情報を取り扱っております。顧客情報・個人情報の取扱いについての諸規程を整備するとともに、情報システムのセキュリティ体制を構築し、それらを全社に周知することにより、顧客情報・個人情報の漏洩を防ぐ対策を講じておりますが、不測の事態等により顧客情報・個人情報が外部に漏洩した場合には、当社の社会的信用の低下や損害賠償請求の発生等により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、以下の前期比較につきましては、前事業年度の個別財務諸表との比較を記載しております。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症による制限が緩和され、ウィズコロナのもとで、各種政策の効果もあって、社会経済活動正常化に向けた動きがみられました。一方で、継続して不安定なウクライナ情勢の長期化などによる不透明感がみられるなかで、原油などのエネルギー資源や輸入原材料価格の上昇及び世界的な金融引締めなどが続くなど、今後の経済環境の見通しは不透明度が継続しております。個人消費については一部の持ち直しの動きがみられるものの、物価の上昇により足踏みがみられるなど、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

宗教用具関連業界においては、核家族化や生活様式や価値観の多様化による購入商品の小型化・簡素化、さらにはそれに伴う単価下落の傾向などが継続しております。さらに、原材料の逼迫と輸送費などの価格高騰もあり厳しい状況が続いております。加えて、コロナ禍の影響で安心・安全にお求めになりたいと思うお客様心理がはたらき、事前に情報を収集してその結果ECで購入する方が増えていることから、販売方法の見直しが求められております。

当社はこのような情勢のなか、仏壇仏具事業に関しては、お客様の変化に対応するために新商品の開発と商品の投入を実施してまいりました。墓石事業に関しては、屋内墓苑事業を含むご遺骨供養に対する多様なニーズに対応できることを目的に活動してまいりました。

イ 財政状態

当事業年度末における資産合計は、季節商品の仕入時期を前倒ししたことなどにより商品が5億97百万円及び販売保証契約に基づく預託により販売保証金が5億14百万円それぞれ増加したものの、現金及び預金が8億38百万円、墓石販売に伴う営業保証金の回収等により営業保証金が2億80百万円及び減価償却によりリース資産（有形固定資産及び無形固定資産）が83百万円それぞれ減少したことなどにより、前事業年度末に比べて1億11百万円減少し、182億18百万円となりました。

当事業年度末における負債合計は、季節商品の仕入などにより買掛金が3億22百万円増加したものの、借入の返済により長期借入金（1年内返済予定を含む）が13億83百万円及び受注残高が減少したことにより契約負債が1億11百万円減少したことなどにより、前事業年度末に比べて11億87百万円減少し、72億73百万円となりました。

当事業年度末における純資産合計は、主に当期純利益11億54百万円を計上し利益剰余金が10億30百万円増加したことなどにより、前事業年度末に比べて10億75百万円増加し、109億45百万円となりました。

当社は、自己資本比率を主要な経営指標の目標とし、財務体質の強化に取り組んでおります。

当事業年度末においては、借入の返済により長期借入金（1年内返済予定を含む）が減少したこと及び利益剰余金が増加したことなどにより、自己資本比率は60.1%（前事業年度末は53.8%）となりました。

ロ 経営成績

当事業年度の経営成績は、売上高は216億8百万円（前期比9.6%増）となりました。

営業利益は17億69百万円（前期比33.3%増）、経常利益は17億73百万円（前期比42.3%増）、当期純利益は11億54百万円（前期比65.5%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

当社は、「仏壇仏具・墓石」、「屋内墓苑」及び「飲食・食品・雑貨」を報告セグメントとしております。
< 仏壇仏具・墓石 >

仏壇仏具については、東日本地区と西日本地区ともに、販売基数が増加したことにより、売上高は、154億3百万円となりました。販売促進活動については、前事業年度からの引き継ぎで、地域特性に合わせた新聞折込チラシを増加させたことに加えて、来店される前にWEBで情報収集をされる方に向けたリスティング広告やディスプレイ広告を積極的に行なってまいりました。さらに、2021年12月にリニューアルしたホームページの商品の掲載と商品説明を充実させたことと、前事業年度より導入した来店予約システムを活用したことで、お客様に安心してご来店いただけるように努めてまいりました。2022年12月には、公式LINEアカウントを開いたしました。LINEアカウントでは、お買い得情報やお役立ち情報の配信など、お客様にとって手軽なコミュニケーションを図っていくことで、営業店やオンラインストアへ誘致し、初回購買いただくことを目指しております。

販売単価の向上については、2022年6月18日より販売開始した「薄院」や徳島銘木仏壇などの高単価商品、高級仏像・仏具の提案及び販売を推進してまいりました。

<墓石>

墓石については、仏壇同様に東日本地区と西日本地区ともに、販売基数が増加したことで販売単価が向上したことにより、売上高は、46億14百万円となりました。墓石の販売促進活動についても、WEB広告を積極的に行ないました。また、2022年4月から永代供養付墓所やペットと一緒に埋葬できる墓地など、様々なタイプの墓所から選べる霊園（埼玉県蓮田市）と2022年9月からお客様のニーズに対応できる多彩な永代供養墓がある霊園（東京都国立市）が、新規に受託販売開始されております。それに加えて、近年注目されている樹木葬の開発の企画提案と受託販売を当事業年度からは、東京や茨城でも行なってまいりました。

<屋内墓苑>

屋内墓苑については、年末に向けて新聞折込チラシやDMに加えリスティング広告の販売促進活動を積極的に行なった結果、売上高は5億70百万円となりました。

今後も墓石販売とともに、ご遺骨供養において利便性や機能性を求められるお客様のニーズに応えられるよう事業を展開してまいります。

<飲食・食品・雑貨>

飲食・食品・雑貨については、売上高は1億11百万円となりました。

以前より実験導入していた田ノ実の法事ギフトを2022年10月より全店にて販売を開始しております。2023年3月からは商品ラインナップを追加して、お客様のニーズに応えられるように展開しております。

<その他>

その他については、売上高は9億8百万円となりました。

なお、当社の報告セグメント別売上高は次のとおりであります。

（報告セグメント別売上高の構成比）

報告セグメント 等の名称	区 分	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		
		金 額 (百万円)	構成比 (%)	
報告セグメント	東日本	仏壇仏具	12,275	56.8
		墓 石	3,833	17.7
		計	16,108	74.5
	西日本	仏壇仏具	3,128	14.5
		墓 石	781	3.6
		計	3,909	18.1
	計	仏壇仏具	15,403	71.3
		墓 石	4,614	21.3
		計	20,018	92.6
	屋内墓苑		570	2.7
飲食・食品・雑貨		111	0.5	
その他		908	4.2	
合 計		21,608	100.0	

（注）前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

キャッシュ・フローの状況

当社は、当事業年度より非連結決算へ移行したことから、キャッシュ・フローの状況について、前事業年度との比較は行なっておりません。

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、28億78百万円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は10億36百万円となりました。

これは主に、売上債権の増加額74百万円、棚卸資産の増加額5億90百万円、契約負債の減少額1億12百万円及び法人税等の支払額5億25百万円などの減少要因があったものの、税引前当期純利益17億25百万円に加え、減価償却費2億8百万円及び仕入債務の増加額3億11百万円などの増加要因があったためであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は3億13百万円となりました。

これは主に、墓石販売等に伴う営業保証金の回収の純額2億90百万円（回収7億52百万円 - 支出4億62百万円）などの増加要因があったものの、販売保証金の支出5億49百万円などの減少要因があったためであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は15億98百万円となりました。

これは主に、長期借入金の返済による支出13億83百万円及び配当金の支払額1億22百万円などの減少要因があったためであります。

生産、受注及び販売の実績

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度との比較は行なっておりません。

イ 生産実績

生産実績については、当社の業務形態上、重要性が乏しいため記載を省略しております。

ロ 商品仕入実績

当事業年度の商品仕入実績は、次のとおりであります。

事業の名称	金額（千円）
宗教用具関連事業	8,373,885
飲食・食品・雑貨事業	103,709
合計	8,477,595

（注）金額は、仕入価格によっております。

ハ 受注実績

受注実績については、当社の業務形態上、重要性が乏しいため記載を省略しております。

ニ 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（千円）
仏壇仏具・墓石	20,018,079
屋内墓苑	570,575
飲食・食品・雑貨	111,173
報告セグメント計	20,699,828
その他	908,275
合計	21,608,103

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

イ 経営成績等

ａ 財政状態

当事業年度末の財政状態につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況 イ 財政状態」に記載のとおりであります。

ｂ 経営成績

仏壇仏具事業においては、より多くの方に当社のことを認知・想起していただくために、スマートフォンをはじめとしたWEBでの情報収集をするお客様に向けてWEB広告を中心にこなってまいりました。WEB広告では、リスティング広告以外にもディスプレイ広告やLINE広告など多様な方法で、顧客接点の増加に努めてまいりました。また、当社の知名度を牽引している『しあわせ少女 ゆうかちゃん』を起用したTVCMや新聞折込チラシは、まだまだ当社で購入を検討されているお客様には一定の効果があると認識しており、こちらも引き続き積極的に実施してまいりました。今後も引き続き、WEB広告を中心にTVCMや新聞折込チラシを併用しながら最大の効果を発揮できるように、実験・検証をしてまいります。

今後も引き続き、市場全体に当社をアピールし、かつ地域に合わせた営業戦略を実行し、さまざまなお客様のニーズに応えられるよう販売促進・商品の品揃えなどを積極的に行なってまいります。

ご遺骨の供養を検討されるお客様に対して、墓石及び屋内墓苑の従来からのラインナップに、近年関心が高まっている多種多様な埋葬ニーズ（樹木葬・合葬墓・海洋葬など）も加えた遺骨供養に関するトータルソリューションの提案を積極的に展開してまいります。ご遺骨供養の方法については、多様化の傾向は今後も継続するものと考えておりますが、人々の宗教的慣習からくる埋葬に対するイメージは、従来から大きく変わらないため、新しい形態についても一定の正当性と様式を守った形で提供していく必要があると考えており、開発・販売の際は留意してまいります。

店舗施策については、新型コロナウイルス感染症の流行でとまっていた改装を3店舗実施し、魅力ある店舗づくりを推し進めてまいりました。お客様の生活様式や価値観に適合した店舗づくりは、重要な課題であり、今後も引き続き商品開発や商品の品揃えの見直しと合わせて相乗効果を生み出すことができるように実行してまいります。

今後もお客様の価値観や生活様式の変化が進む環境のなか、供養に関連する全ての事業分野において、新しい商品・サービスの開発及びアソートメントの見直しに取り組んでまいります。

このように、各事業において施策を推進した結果、売上高は216億8百万円（前期比9.6%増）となりました。また、営業利益は17億69百万円（前期比33.3%増）、経常利益は17億73百万円（前期比42.3%増）、当期純利益は11億54百万円（前期比65.5%増）となりました。

ロ 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行により安心・安全に購入するために、事前にある程度の情報を調べて来店されたり、ECサイトで購入されたり、検討するお店の数を厳選するなど、お客様の購買活動の変化が変わったと認識しております。

このようにお客様の価値観の変化への対応に遅れが発生した場合、販売数量の減少によって、業績悪化の可能性がります。

このような状況に陥らないために、当社は一人でも多くのお客様のお役に立てるように、お客様のニーズを把握・分析し、提供できるように取り組みを行なってまいります。

八 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、仏壇仏具・墓石・屋内墓苑の販売を中心とする事業強化により、主にROA、売上高伸張率、自己資本比率を主要な経営指標の目標とし、各指標の向上を目指しております。

各指標の進捗状況は次のとおりであります。

回 次	第55期	第56期	第57期
決 算 年 月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月
ROA (%)	0.8	3.9	6.3
売上高伸張率 (%)	99.5	110.8	109.6
自己資本比率 (%)	52.0	53.8	60.1

二 セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

仏壇仏具については、西日本地区については、販売基数が増加したことにより売上高は31億28百万円となりました。東日本地区については、販売基数が増加したことと販売単価が向上したことにより売上高は122億75百万円となりました。その結果、仏壇仏具事業の売上高は154億3百万円となりました。

墓石については、東日本地区と西日本地区ともに、販売基数が増加したことと販売単価が向上したことにより売上高は46億14百万円となりました。

当事業年度は、当社の商圏内における死亡者数が前年に対して伸張しているため、より多くのお客様に来店していただけるようにWEB広告を中心にTVCMや新聞折込チラシなど積極的に販売促進活動を行ないました。また、2021年12月にリニューアルした公式ホームページの商品掲載の情報をさらに充実したり、来店予約システムを導入したことで、お客様が安心・安全で来店されるため販売基数を増加することができました。販売単価については、2022年6月18日より販売開始した「薄院」や徳島銘木仏壇などの高単価商品、高級仏像・仏具の提案及び新たな手元供養商品を提案することで、販売単価の向上・維持に努めてまいりました。

墓石については、多種多様な埋葬ニーズ（樹木葬・合葬墓・海洋葬など）も加えた遺骨供養に関するトータルソリューションに対応できるように展開してまいりました。特にそのなかでも、人気がある樹木葬については、当社が開発の企画提案と受託販売をしてまいりました。

これらの結果、仏壇仏具及び墓石を合わせた全体での売上高は200億18百万円、セグメント利益は19億32百万円となりました。

仏壇仏具・墓石におけるセグメント資産は、東日本地区において79億39百万円となり、西日本地区においても20億5百万円となりました。

屋内墓苑については、新型コロナウイルス感染症の影響が他の事業と比較しても大きいものの、当事業年度に関しては、死亡者数が増加したことと新型コロナウイルス感染症への対策・対応が浸透したため来苑客数が伸びた結果、売上高は5億70百万円、セグメント利益は1億75百万円となりました。

屋内墓苑におけるセグメント資産は32億43百万円となりました。

飲食・食品・雑貨については、2022年10月より全店展開した田ノ実の法事ギフト販売が寄与した結果、売上高は1億11百万円、セグメント損失は68百万円、セグメント資産は17百万円となりました。

その他については、売上高は9億8百万円、セグメント損失は39百万円、セグメント資産は1億90百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

イ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

当事業年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

ロ 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a 資金需要

当社の運転資金需要のうち主なものは、商品仕入代金の支払資金のほか、人件費及び販売促進費等の販売費及び一般管理費であります。

投資を目的とした資金需要のうち主なものは、早期に収益を上げられる店舗モデルを展開するための新規出店、店舗移転、既存店舗の改装等に係る設備投資や、墓石販売に伴う建墓権取得のための営業保証金の差入れ及び屋内墓苑販売業務委託契約に伴う販売保証金の預託等によるものであります。

b 財政政策

当社は、運転資金及び設備資金につきましては、内部資金または銀行借入により資金調達することとしております。

このうち、借入による資金調達に関しましては、運転資金につきましては短期借入金により調達することとしており、設備投資、営業保証金（建墓権）及び販売保証金に係る資金につきましては長期借入金（原則として5年以内）により調達することとしております。

また、運転資金の効率的な調達を行なうため取引銀行5行と当座貸越契約（当座貸越極度額合計30億円）を締結しております。

なお、当事業年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債残高は29億2百万円、有利子負債依存度は15.9%となっております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたりましては、一定の会計基準の範囲内で見積りが行なわれている部分があり、過去の実績や現在の状況等を勘案し、合理的と考えられる見積り及び判断を行なっております。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、見積り特有の不確実性により、翌事業年度の財政状態及び経営成績に重要な影響が及ぶ可能性があるものとして、営業保証金の評価及び店舗固定資産の減損について「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

その他の会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

(棚卸資産の評価)

当社の棚卸資産の評価につきましては、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価損を計上しております。今後、市場状況の悪化により収益性の低下の事実を新たに反映する必要が生じた場合、棚卸資産の評価損を計上する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性の評価)

繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、将来の課税所得を合理的に見積もっております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、将来において当社を取り巻く環境に大きな変化があった場合など、その見積額が変動した場合は、繰延税金資産の回収可能性が変動し、繰延税金資産の取崩又は追加計上の可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 当社は、墓石の販売にあたって霊園の経営主体（宗教法人等）と墓地販売業務提携契約を締結しており、建墓権（墓石を販売する権利）取得のための営業保証金を差入れております。

営業保証金の概要につきましては、「3 事業等のリスク (5) 建墓権取得に係る営業保証金の評価について」に記載のとおりであります。

営業保証金を差入れております108法人のうち、主要な5法人の契約の概要は、以下のとおりであります。

相手先	契約内容	契約期限
宗教法人 清龍院	墓地販売業務提携	建墓権に基づく建墓工事が完了するまで
宗教法人 万年寺	墓地販売業務提携	建墓権に基づく建墓工事が完了するまで
株式会社 大友石材工業	墓地販売業務提携	建墓権に基づく建墓工事が完了するまで
株式会社 亜室	墓地販売業務提携	建墓権に基づく建墓工事が完了するまで
宗教法人 仙行寺	墓地販売業務提携	建墓権に基づく建墓工事が完了するまで

(2) 当社は、屋内墓苑の受託販売にあたって宗教法人と販売業務委託契約を締結しており、販売保証を行っております。

販売保証の概要につきましては、「3 事業等のリスク (6) 屋内墓苑受託販売物件の販売保証について」に記載のとおりであります。

屋内墓苑の販売業務委託契約に基づく販売保証を行なっている6法人の契約の概要は、以下のとおりであります。

相手先	契約内容	契約期限
宗教法人 伝燈院	販売業務委託	2023年3月31日まで (注) 1、2
宗教法人 勝楽寺	販売業務委託	2024年6月30日まで (注) 1
宗教法人 源覚寺	販売業務委託	2023年12月31日まで (注) 1
宗教法人 一行院	販売業務委託	2025年7月31日まで (注) 1
宗教法人 仙行寺	販売業務委託	2025年7月31日まで (注) 1
宗教法人 千光寺	販売業務委託	2026年12月31日まで (注) 1

(注) 1 契約期限までに本契約に基づく総区画数の販売を終了した時は当該販売終了まで、また、契約期限を経過した後も本契約に基づく総区画数の販売が終了していない時は協議のうえ延長するものとしております。ただし、契約期限を経過した後も預託した販売保証金の残高が残っている場合は全額が返還されるまで延長するものとしております。

2 宗教法人伝燈院の販売業務委託契約は契約期限が到来しておりますが、預託した販売保証金の残高が残っているため、販売を継続しております。

6【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は107百万円であります。
その主なものは、既存店舗設備の更新及びソフトウェア開発等によるものであります。
なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

2023年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数(名) 外[臨時雇用者]			
			建物、造作 及び構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計				
東京都	仏壇仏具 ・ 墓石 (東日本)	店舗設備	上高井戸店ほか24店舗 (杉並区ほか)	83,976	36,660 (54)	14,658	135,295	72 [77]		
神奈川県			戸塚店ほか26店舗 (横浜市戸塚区ほか)	81,897	-	15,576	97,473	75 [83]		
千葉県			木更津店ほか17店舗 (木更津市ほか)	79,122	-	7,127	86,250	47 [58]		
埼玉県			川口芝店ほか15店舗 (川口市ほか)	81,849	-	4,285	86,134	44 [49]		
茨城県			荒川沖店ほか4店舗 (土浦市ほか)	15,391	-	877	16,268	14 [8]		
栃木県			小山店ほか1店舗 (小山市ほか)	15,339	-	4,922	20,262	6 [6]		
群馬県			前橋店 (前橋市)	983	-	812	1,795	4 [1]		
山梨県			甲府店 (甲府市)	1,465	-	169	1,634	3 [4]		
愛知県			春日井店ほか7店舗 (春日井市ほか)	5,053	-	6,383	11,437	16 [25]		
岐阜県			ラスバ御嵩店 (可児郡御嵩町)	9,004	-	2,042	11,047	2 [2]		
福岡県			仏壇仏具 ・ 墓石 (西日本)	店舗設備	福岡本店ほか16店舗 (福岡市博多区ほか)	189,745	295,197 (1,625)	35,440	520,384	66 [49]
大分県					南大分店ほか2店舗 (大分市ほか)	412	-	0	412	9 [7]
佐賀県					佐賀店ほか1店舗 (佐賀市ほか)	2,869	-	21	2,891	9 [6]
山口県	新下関店ほか2店舗 (下関市ほか)	1,907			-	223	2,130	6 [5]		
東京都	飲食・ 食品・ 雑貨		田ノ実自由が丘店 (目黒区)	0	-	0	0	- [-]		
計(130店舗)			569,017	331,858 (1,680)	92,542	993,417	373 [380]			

- (注) 1 帳簿価額「その他」は、機械装置、什器備品、リース資産であります。
2 現在休止中の主要な設備はありません。
3 臨時雇用者は、パートタイマーを含み、アルバイト及び派遣社員を除いております。
4 田ノ実自由が丘店の本部機能は、事業開発部の従業員により管理運営しております。
5 上記のほか、主要な賃借及びリース設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	事業の名称	設備の内容	台数	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約 残高(千円)
本社ほか (福岡市博多区ほか)	宗教用具関連事業	コンピュータ 及び周辺機器	一式	5年間~ 6年間	6,961	1,871
		業務用車両	345台	5年間~ 6年間	99,998	175,208

3【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末現在における重要な設備の新設、改修の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了
イオンモール大垣店 (岐阜県大垣市)	仏壇仏具・墓石 (東日本)	造作ほか	22,000	-	自己資金	2023年4月	2023年4月

(2) 重要な改修

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了
小倉店 (福岡県北九州市 小倉北区)	仏壇仏具・墓石 (西日本)	建物ほか	85,000	-	自己資金 及び借入金	2023年10月	2023年11月

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種 類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年6月28日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内 容
普通株式	18,646,376	18,646,376	東京証券取引所 スタンダード市場 福岡証券取引所	単元株式数100株
計	18,646,376	18,646,376	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年 月 日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注)	20,000	18,646,376	4,131	4,037,640	4,131	1,100,813

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2023年3月31日現在

区 分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	19	25	92	23	11	12,112	12,282	-
所有株式数（単元）	-	38,396	5,407	51,022	3,570	50	87,752	186,197	26,676
所有株式数の割合（%）	-	20.62	2.90	27.40	1.92	0.03	47.13	100	-

- (注) 1 自己株式323,131株は「個人その他」に3,231単元、「単元未満株式の状況」に31株含まれております。
- 2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式が4単元及び60株含まれております。
- 3 「金融機関」に、「役員株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する株式1,388単元が含まれております。なお、当該株式については、財務諸表において自己株式として表示しております。

(6) 【大株主の状況】

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
長谷川興産 株式会社	福岡市中央区大手門1丁目9番24号	3,820	20.85
長谷川 裕一	福岡市中央区	2,202	12.01
株式会社 西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	872	4.76
吉野 泰雄	埼玉県さいたま市西区	800	4.36
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	769	4.19
株式会社 福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号	677	3.69
はせがわグループ社員持株会	福岡市博多区上川端町12番192号	664	3.62
有限会社 法隆	福岡市中央区大手門1丁目9番24号	443	2.42
長谷川 素子	福岡市中央区	280	1.53
株式会社 日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8番12号	273	1.49
計	-	10,804	58.96

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2023年3月31日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 323,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,296,600	182,966	-
単元未満株式	普通株式 26,676	-	-
発行済株式総数	18,646,376	-	-
総株主の議決権	-	182,966	-

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する株式138,800株(議決権1,388個)及び証券保管振替機構名義の株式400株(議決権4個)が含まれております。

【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 はせがわ	福岡市博多区上川端町 12番192号	323,100	-	323,100	1.73
計	-	323,100	-	323,100	1.73

(注)「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する株式138,800株につきましては、上記自己株式に含まれておりません。

(8)【役員・従業員株式所有制度の内容】

役員株式所有制度の概要

当社は、取締役(社外取締役を除きます。)を対象として、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、役員株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入しております。

当該制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。

役員に給付する予定の株式の総数

役員に給付する予定の株式の総数は未定であります。有価証券報告書提出日現在で、株式会社日本カストディ銀行が当社株式を132,398株保有しております。

当該役員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者を対象に適用しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	190	69,024
当期間における取得自己株式	58	22,620

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数(注)1、2	323,131	-	323,189	-

(注) 1 当事業年度における「保有自己株式数」には、「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する株式138,800株は含まれておりません。なお、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する株式は、財務諸表において自己株式として表示しております。

2 当期間における「保有自己株式数」には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元が経営の重要施策の一つであるとの認識に立ち、長期にわたる安定した配当を基本とし、内部留保金や業績なども勘案して配当を行なうこととしております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行なうことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

当社は、安定した配当を基本としたうえで株主の皆様に対する利益還元を拡大することが肝要であるとの結論に至り、当期の期末配当は1株当たり7円50銭の配当を行ないました。従いまして、既に2022年12月1日に実施済みの中間配当金1株当たり3円75銭と合わせ、年間配当金は1株当たり11円25銭になります。

また、次期の配当については、中間配当金1株当たり7円50銭、期末配当金1株当たり7円50銭とし、年間配当金は1株当たり15円00銭とする予定であります。

なお、内部留保金については、店舗の出店・移転、霊園・墓所の確保など、事業の拡大や基盤強化のために効果的に投資してまいります。

当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2022年11月4日 取締役会決議	68,712	3.75
2023年5月18日 取締役会決議	137,424	7.50

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

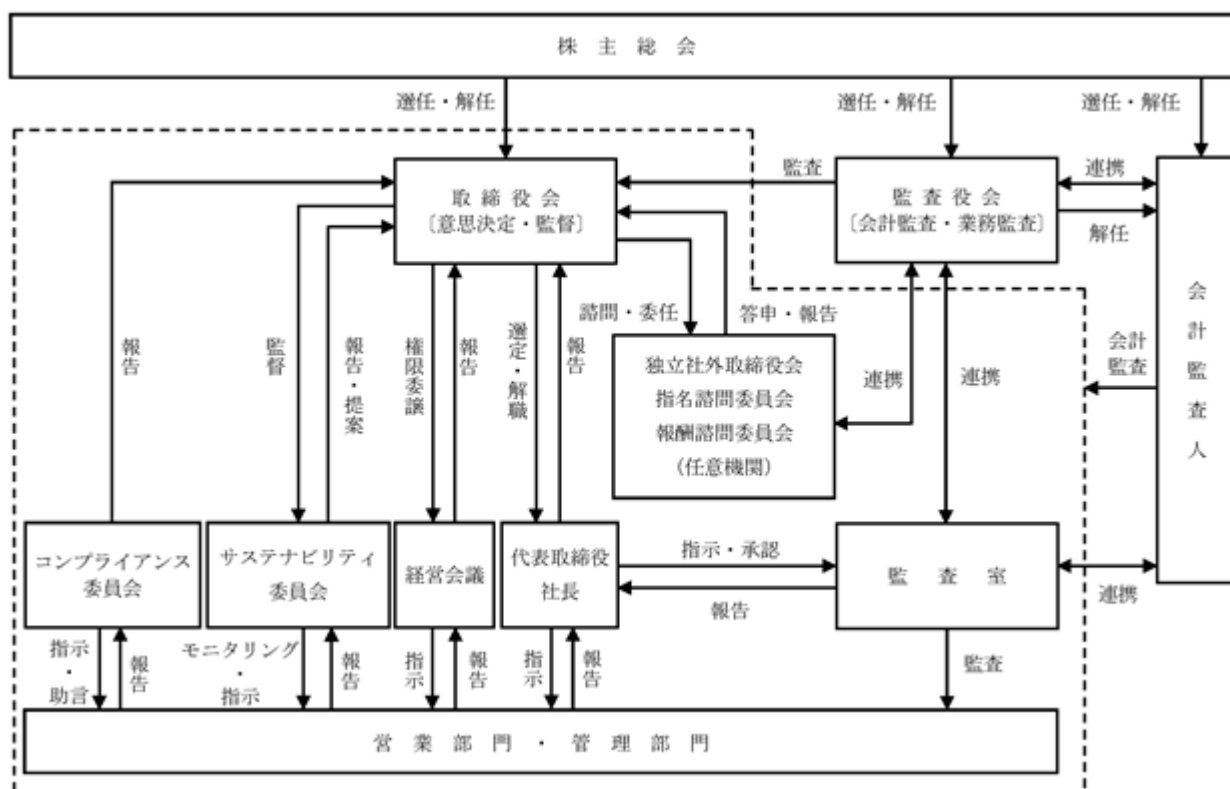
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、お客様をはじめとする様々なステークホルダーの方々の立場に配慮し、共に発展できる関係を構築していきつつ持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、「経営理念体系」を策定して企業倫理を明確にし、事業活動の最前線まで浸透を図ってまいります。また、迅速な経営判断のもと機動的な業務執行を行なうための経営管理機構を構築し、経営の健全性を担保するための経営監督機能を整備することで、経営の効率化と透明性の確保に努めてまいります。

さらに、株主の権利が確保されるよう適切な環境・体制の整備を行なうとともに、法令に基づく開示はもとより、法令に基づく開示以外にも、株主の判断に資する情報や、株主の利益に重要な影響を与える可能性のある情報について、積極的な開示に努めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ 会社の機関・内部統制の関係



ロ 取締役、取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長 新貝 三四郎が議長を務めております。その他のメンバーは、取締役 中谷 泰文、取締役 榎本 哲治、社外取締役 茶木 正安及び社外取締役 軒名 彰であり、取締役会は取締役 5名で構成されております。また、取締役会には、全ての監査役が出席し、取締役の職務の執行を監査するとともに必要に応じて意見を述べております。

取締役会は、業務執行の意思決定を行なうとともに取締役の職務の執行の監督を行なっております。

取締役会は、原則毎月1回開催するほか必要に応じ臨時取締役会を開催しております。

当事業年度においては16回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況(出席率)
代表取締役社長	新貝 三四郎	16回 / 16回 (100%)
専務取締役	中谷 泰文	16回 / 16回 (100%)
取締役	榎本 哲治	16回 / 16回 (100%)
取締役	八田 育朗	16回 / 16回 (100%)
取締役(社外取締役)	茶木 正安	16回 / 16回 (100%)
取締役(社外取締役)	軒名 彰	10回 / 11回 (91%)

(注) 1 取締役 八田 育朗は、2023年3月31日をもって取締役を辞任いたしました。

2 取締役 軒名 彰は、2022年6月23日開催の第56期定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会の出席回数/開催回数が他の取締役とは異なります。

取締役会における具体的な検討内容は、法令及び定款に定められた事項を決議し、または報告を受けるほか、取締役会規程に基づき、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により決定を委任された事項等の決議であります。

ハ 監査役、監査役会

当社は、取締役の職務執行の監査を目的として、常勤監査役 廣瀬 稔、監査役 中村 里佳及び監査役 西岡 環の監査役3名(全て社外監査役、うち1名は常勤監査役)による監査役会を設置しております。

監査役会は、原則毎月1回開催しております。

ニ 執行役員

当社は、業務執行の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、コーポレート・ガバナンスの強化並びに意思決定の迅速化及び業務執行体制の強化を図るため執行役員制度を導入しております。

執行役員は8名(うち取締役兼務者2名)であり、取締役会及び経営会議で決定した経営の基本方針や計画等に沿って業務を執行しております。

ホ 独立社外取締役会(任意機関)

当社の独立社外取締役会は、社外取締役 茶木 正安が議長を務めております。その他のメンバーは社外取締役 軒名 彰であり、独立社外取締役会は2名で構成されております。

当社は、各独立社外取締役が取締役会における議論に積極的に貢献するために必要な情報交換及び認識共有を行なうことを目的として独立社外取締役会をあらかじめ定めた年度計画に基づき開催しております。また、各監査役が必要に応じて出席し、独立社外取締役との情報交換・意見交換などの連携を行っております。

へ 指名諮問委員会（任意機関）

当社の指名諮問委員会は、委員長である社外取締役 茶木 正安が議長を務めております。その他のメンバーは社外取締役 軒名 彰及び代表取締役社長 新貝 三四郎であり、指名諮問委員会は3名で構成されております。

当社は、代表取締役、取締役、執行役員等の指名に係る取締役会の機能の独立性・客観性の確保と説明責任の強化を図ることを目的として指名諮問委員会を適宜開催しております。

当事業年度においては6回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況（出席率）
取締役（社外取締役）	茶木 正安	6回 / 6回（100%）
取締役（社外取締役）	軒名 彰	4回 / 4回（100%）
代表取締役社長	新貝 三四郎	6回 / 6回（100%）

（注）取締役 軒名 彰は、2022年6月23日開催の第56期定時株主総会において新たに選任されたため、指名諮問委員会の出席回数/開催回数が他の委員とは異なります。

指名諮問委員会における具体的な検討内容は、取締役会の諮問に基づく（1）取締役の選任及び解任に関する株主総会議案、（2）代表取締役社長（最高経営責任者）の選定及び解職並びにその後継者計画、（3）（2）以外の代表取締役の選定及び解職、（4）執行役員の選任及び解任、（5）（1）～（4）を決議するために必要な基本方針、規則、手続等の制定、変更及び廃止であり、これらの事項について審議し、その結果を取締役に答申しております。

ト 報酬諮問委員会（任意機関）

当社の報酬諮問委員会は、委員長である社外取締役 茶木 正安が議長を務めております。その他のメンバーは社外取締役 軒名 彰及び代表取締役社長 新貝 三四郎であり、報酬諮問委員会は3名で構成されております。

当社は、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性の確保と説明責任の強化を図ることを目的として報酬諮問委員会を適宜開催しております。

当事業年度においては3回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況（出席率）
取締役（社外取締役）	茶木 正安	3回 / 3回（100%）
取締役（社外取締役）	軒名 彰	1回 / 1回（100%）
代表取締役社長	新貝 三四郎	3回 / 3回（100%）

（注）取締役 軒名 彰は、2022年6月23日開催の第56期定時株主総会において新たに選任されたため、報酬諮問委員会の出席回数/開催回数が他の委員とは異なります。

報酬諮問委員会における具体的な検討内容は、取締役会決議による委任に基づく（1）取締役の個人別の報酬等の内容の決定のほか、取締役会の諮問に基づく（2）取締役の個人別報酬等の決定に関する方針（業績連動型報酬のリンク対象となる業績等の指標の選定及び株式関連報酬の付与基準等を含む）、（3）取締役の個人別の報酬等の内容を決議するために必要な基本方針、規則、手続等の制定、変更及び廃止であり、これらについて決定または審議し、その結果を取締役に報告または答申しております。

チ 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役社長 新貝 三四郎が議長を務めております。その他のメンバーは、取締役 中谷 泰文、取締役 榎本 哲治、執行役員 伊井 秀行、執行役員 前田 友和、執行役員 田中 秀昌、執行役員 田村 岳二、執行役員 渡辺 憲和及び執行役員 吉安 大輔であり、経営会議は常勤の取締役及び執行役員の合計9名で構成されており、常勤監査役が出席し必要に応じて意見を述べております。

経営会議は、取締役会が承認した経営方針及び経営計画の業務執行を統括・牽引し、関連する事項の審議、決定を行なうために原則毎月1回開催するほか必要に応じて開催しております。

リ サステナビリティ委員会

当社のサステナビリティ委員会は、代表取締役社長 新貝 三四郎が委員長を務めております。その他のメンバーは、取締役 中谷 泰文、取締役 榎本 哲治、執行役員 伊井 秀行、執行役員 前田 友和、執行役員 田中 秀昌、執行役員 田村 岳二、執行役員 渡辺 憲和、執行役員 吉安 大輔及び委員長が指名する者をもって構成されており、常勤監査役が出席し必要に応じて意見を述べております。

サステナビリティ委員会は、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）への取組みを推進するとともに、当社の持続的な企業価値の向上に貢献するために原則3ヵ月に1回開催するほか必要に応じて開催することとしております。また、サステナビリティへの取組状況につきましては半年に1回取締役会に報告することとしております。

ヌ コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は、取締役 中谷 泰文が委員長を務めております。その他のメンバーは、代表取締役社長 新貝 三四郎、取締役 榎本 哲治、総務部長及び委員長が指名する者をもって構成されており、常勤監査役が出席し必要に応じて意見を述べております。

コンプライアンス委員会は、法令等（内部統制・社内規程・社内規則・社会規範・企業倫理を含む）に基づいた経営をするために隔月開催するほか、必要に応じて開催しております。

また、コンプライアンス委員会の実施状況は年に1回取締役会に報告することとしております。

当社は、以上のとおり社外取締役、社外監査役を擁した取締役会及び監査役会を基本とする企業統治の体制が、経営の意思決定における監督機能と業務執行の適正性を確保し、企業価値の向上、効率的な経営及び透明性の確保に機能していると判断しておりますので、現状の体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備の状況

当社は、次に掲げる「業務の適正を確保するための体制」を整備し、運用・改善に努めております。

- a 当社及び子会社からなる企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び子会社からなる企業集団（以下「当企業グループ」という）のコンプライアンス体制に係るマニュアルの整備、充実に努め、それらを行動規準とするとともに、法令・定款並びに社会規範を遵守する。また、当社はコンプライアンス担当取締役を置き、当該取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的に会合を開き、コンプライアンス問題への対応を行なうことで、コンプライアンス意識の醸成を図る。なお、委員会の参加者は、当企業グループの取締役及び使用人からコンプライアンス委員長の指名によって決定する。

総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に総括することとし、監査室は、総務部と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

法令違反や不正行為の防止、早期発見及び自浄作用の向上、並びに社会的信頼の確保のために、内部通報制度として「ホットライン」を設置・運営する。

- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、文書管理規程に従い、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

- c 当企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、品質及び情報セキュリティ、投資等に係るリスクについては、それぞれの担当部署、委員会にて規程制定、マニュアルの制定・配付、ガイドライン等の策定等を行なうものとし、当企業グループにおける組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行なうものとする。

- d 当企業グループの取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

組織規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行なわれる体制をとるものとする。

子会社については自律的経営を基礎としつつ、当社は、関係会社管理規程に基づき、経営成績、財務状況、その他の重要な情報について定期的に報告を受けるとし、一定の事項について子会社の取締役会決議前に当社関係部署に承認を求め、または報告することを義務づけ、一定の基準に該当するものは当社取締役会に付議するものとする。

- e 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社のコンプライアンス担当取締役を当企業グループの内部統制の整備に関する責任者とする。

経営企画部を子会社管理の統括部門とし、関係会社管理規程の整備・見直しを通して、当企業グループの内部統制の充実に努める。

- f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を配置できるものとする。

監査役の職務を補助する使用人の配置にあたっては必要な知識・能力を備えた専任または兼任の適切な員数を確保するものとし、人事異動その他の事項については、事前に監査役会と協議するものとする。

監査役の職務を補助する使用人の業務に関して監査役から指示を受けた時は、専らその指揮命令に従う体制を整備する。また、その業務の遂行にあたり、社内の各会議体への出席（監査役の代理出席を含む）等を行ない、執行部署の協力体制を確保する。

- g 当企業グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
当企業グループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当企業グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告するものとする。なお、当該報告をしたことを理由として、報告をした者が不利な取り扱いを受けないものとする。

- h その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。

監査役は、その職務の執行にあたり、必要に応じて社内の各会議体へ出席できるものとする。

監査役の職務を執行するうえで必要な費用の前払い等の請求について、当社は速やかに当該費用を支払うものとする。

- i 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当企業グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を遮断することを基本方針とする。また、総務部を反社会的勢力排除に向けた統括部門とし、反社会的勢力による被害を防止するための情報収集を行なうため、福岡県企業防衛協議会及び警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟する。また、警察関係機関との情報交換や各種研修の参加等により連携を強化し、社内啓蒙活動に努める。

ロ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

ハ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全ての取締役及び監査役（退任役員及び保険期間中に新たに選任された役員並びにそれらの相続人等を含む）、執行役員及び部長等であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づく職務につき行なった行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによる被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪等に起因する損害賠償請求については填補の対象としないこととしております。

二 取締役の定数

当社の取締役は、11名以内とする旨を定款に定めております。

ホ 取締役会の決議の省略

当社は、取締役会の機動的運営を図るため、会社法第370条の要件を充たしたときは取締役会の決議があったものとみなす旨を定款に定めております。

へ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとしている事項

a 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行なうことを目的とするものであります。

b 取締役及び監査役の実任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される職務をより適切に行なえるように、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であったものも含む）及び監査役（監査役であったものも含む）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

また、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に同法第423条第1項の行為に関する損害賠償責任を、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる旨を定款に定めております。

ト 取締役選任の決議要件

当社の取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってこれを行なう旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議については、累積投票によらない旨を定款に定めております。

チ 株主総会の特別決議要件

当社の会社法第309条第2項に定める決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的とするものであります。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 2名 (役員のうち女性の比率 25.0%)

役 職 名	氏 名	生年月日	略 歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長 営業グループ長	新貝 三四郎	1963年 8月19日生	1986年 4月 当社入社 1998年 1月 同東海事業部長 2002年 4月 同東京企画総務部長 2005年11月 同物流管理部長 2009年 4月 同理事 葬祭事業グループ 開発部長 2010年 4月 同理事 営業グループ マーケティング部長 2011年 4月 同理事 マーケティンググループ 東京営業部長 2013年 6月 同執行役員 マーケティンググループ 東京営業部長 2014年 6月 同執行役員 寺社聖石グループ 墓苑開発部長 2017年 4月 同執行役員 マーケティンググループ 提携推進部長 2020年 4月 同執行役員 営業グループ長 2020年 6月 同取締役 上席執行役員 営業グループ長 2021年 1月 同代表取締役社長 営業グループ長 (現任)	(注) 4	6
専務取締役 執行役員 営業企画グループ長 兼 営業支援グループ長 兼 事業開発部担当	中谷 泰文	1959年11月16日生	1983年 4月 株式会社富士銀行 (現・株式会社みずほ銀行) 入行 2012年11月 当社入社 執行役員 寺社聖石グループ副グループ長 2013年 6月 同執行役員 寺社聖石グループ 副グループ長 兼 納骨堂開発部長 2014年 4月 同執行役員 寺社聖石グループ 副グループ長 兼 屋内墓苑部長 2014年 6月 同取締役 執行役員 寺社聖石グループ長 2016年 4月 同取締役 執行役員 マーケティンググループ副グループ長 2017年 4月 同取締役 執行役員 営業支援グループ長 2019年 6月 同常務取締役 上席執行役員 営業支援グループ長 2020年 6月 同常務取締役 上席執行役員 商品グループ長 兼 店舗開発部担当 2021年 1月 同常務取締役 上席執行役員 商品グ ループ長 兼 営業企画グループ長 2021年 6月 同常務取締役 執行役員 商品グルー プ長 兼 営業企画グループ長 2022年 4月 同専務取締役 執行役員 営業企画グ ループ長 兼 CRMプロジェクト担当 2023年 4月 同専務取締役 執行役員 営業企画グ ループ長 兼 営業支援グループ長 兼 事業開発部担当 (現任)	(注) 4	4

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役 執行役員 商品グループ長 兼 寺社聖石グループ長	榎本 哲治	1961年 9月26日生	1984年 4月 当社入社 2002年 4月 同東京聖石開発部長 2004年 4月 同聖石開発部長 2007年 6月 同執行役員 聖石本部副本部長 兼 聖石開発部長 兼 聖石設計部長 2008年 7月 同執行役員 副聖石グループ長 兼 聖石開発部長 兼 聖石設計部長 2009年 4月 同執行役員 千葉営業部長 兼 聖石グループ 聖石部長 2012年 6月 同執行役員 寺社聖石グループ 聖石部長 2014年 6月 同執行役員 寺社聖石グループ 副グループ長 兼 聖石部長 2016年 4月 同執行役員 寺社聖石グループ長 兼 聖石部長 2019年 4月 同執行役員 寺社聖石グループ長 兼 営業グループ 兼 提携推進部担当 2019年 6月 同取締役 上席執行役員 寺社聖石グループ長 兼 営業グループ 兼 提携推進部担当 2020年 4月 同取締役 上席執行役員 寺社聖石グループ長 2021年 1月 同取締役 上席執行役員 寺社聖石グ ループ長 兼 店舗開発部担当 2021年 6月 同取締役 執行役員 寺社聖石グループ 長 兼 店舗開発部担当 2022年 4月 同取締役 執行役員 商品グループ長 兼 寺社聖石グループ長 2023年 4月 同常務取締役 執行役員 商品グループ 長 兼 寺社聖石グループ長(現任)	(注) 4	3
取締役	茶木 正安	1946年 7月17日生	1969年 4月 株式会社日本不動産銀行 (現・株式会社あおぞら銀行) 入行 1992年 6月 同取締役 東京支店長 1996年 6月 同常務取締役 1998年 6月 同専務取締役 2000年11月 三洋信販株式会社 専務執行役員 2003年 7月 フィッチ・レーティングス・ジャパン C E O 2006年 6月 株式会社福岡リアルティ 代表取締役社長 2006年 7月 福岡リート投資法人 執行役員 2012年 6月 当社社外取締役(現任) 2014年 6月 株式会社ファルコン・コンサルティング 上席顧問(現任) 2015年 6月 株式会社メッセージ (現・S M P O ケア株式会社) 社外取締役 2018年 4月 株式会社C B ホールディングス 社外取締役(監査等委員)(現任) 2018年 6月 東都水産株式会社 社外取締役	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	軒名 彰	1958年1月20日生	1982年4月 日興証券株式会社 (現・SMBC日興証券株式会社)入社 2005年2月 日興コーディアル証券株式会社 (現・SMBC日興証券株式会社) 取締役ダイレクターマーケティング担当 2009年10月 同常務執行役員 東日本・首都圏東本部長 2011年4月 SMBC日興証券株式会社 常務執行役員 西日本・近畿法人統括 2014年3月 同専務取締役 営業統括 兼 総合法人本部長 2016年4月 日興システムソリューションズ株式 社 代表取締役会長 2017年6月 日本郵便株式会社 社外取締役(現任) 2018年6月 上光証券株式会社(現・北洋証券株式 会社) 代表取締役副社長 2018年7月 ビジネスコーチ株式会社 社外取締 役(現任) 2019年1月 株式会社オハラ 社外取締役(現任) 2019年6月 北洋証券株式会社 代表取締役会長(現任) 2022年6月 当社社外取締役(現任)	(注)4	-
常勤監査役	廣瀬 稔	1954年9月23日生	1980年10月 監査法人中央会計事務所入所 1985年3月 公認会計士登録 1992年8月 中央新光監査法人 社員 2001年6月 中央青山監査法人 代表社員 2006年9月 あらた監査法人 代表社員 2008年4月 廣瀬公認会計士事務所開業 2012年6月 当社常勤社外監査役(現任)	(注)5	-
監査役	中村 里佳	1963年6月1日生	1986年10月 監査法人中央会計事務所入所 1999年4月 株式会社さくら総合事務所入社 2000年12月 有限会社エスピーシーサービ ーズ 取締役(現任) 2008年9月 株式会社さくら総合事務所 取締 役 2016年6月 株式会社新都市ライフホールディ ングス 社外監査役(現任) 2017年3月 株式会社さくら総合事務所 代 表取締役 2020年6月 当社社外監査役(現任) 2021年5月 ヒューリックリート投資法人 監 督役員(現任) 2021年7月 株式会社さくら総合事務所 取締役副社長(現任)	(注)5	-
監査役	西岡 環	1978年12月4日生	2010年8月 弁護士登録 2010年8月 和田法律事務所(現・和田・市 村法律事務所)入所(現任) 2012年4月 第二東京弁護士会仲裁セン ター運営委員会委員(現任) 2019年10月 国土交通省中央建設工事紛 争審査会特別委員(現任) 2022年6月 当社社外監査役(現任)	(注)6	-
計					15

- (注) 1 取締役 茶木 正安及び軒名 彰は、社外取締役であり、「東京証券取引所有価証券上場規程」第436条の2及び「福岡証券取引所企業行動規範に関する規則」第6条に定める独立役員であります。
- 2 監査役 廣瀬 稔、中村 里佳及び西岡 環は、社外監査役であります。
- 3 監査役 中村 里佳及び西岡 環は、「東京証券取引所有価証券上場規程」第436条の2及び「福岡証券取引所企業行動規範に関する規則」第6条に定める独立役員であります。
- 4 2023年6月27日開催の定時株主総会終結の時から2024年度定時株主総会終結の時までであります。
- 5 2020年6月29日開催の定時株主総会終結の時から2024年度定時株主総会終結の時までであります。
- 6 2022年6月23日開催の定時株主総会終結の時から2024年度定時株主総会終結の時までであります。
- 7 監査役 西岡 環の戸籍上の氏名は氏丸 環であります。
- 8 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
和田 吉弘	1971年6月17日生	1994年4月 当社入社 経理部スタッフ 2008年5月 同人事部スタッフ 2011年4月 同千葉第1エリア 市川店長 2014年4月 同寺社聖石グループ 聖石部 企画チームリーダー 2018年7月 同営業支援グループ 総務部 監査役付スタッフ 2019年5月 株式会社田ノ実 監査役 2023年4月 当社監査室長 兼 営業支援グループ 総務部 監査役付スタッフ(現任)	0

- 9 当社は執行役員制度を導入しております。
各執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。

役名	氏名	担当
執行役員	中谷 泰文	営業企画グループ長 兼 営業支援グループ長 兼 事業開発部担当
執行役員	榎本 哲治	商品グループ長 兼 寺社聖石グループ長
執行役員	伊井 秀行	商品グループ 副グループ長
執行役員	前田 友和	営業グループ 副グループ長
執行役員	田中 秀昌	営業企画グループ 副グループ長
執行役員	田村 岳二	寺社聖石グループ 聖石部長
執行役員	渡辺 憲和	事業開発部長
執行役員	吉安 大輔	営業支援グループ 経営企画部長

(注) 印の執行役員は、取締役兼務者であります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

茶木 正安は、企業経営者としての豊富な経験と金融面での高い見識を有しており、国内外のファイナンスにも精通していることから、社外取締役として選任しております。また、同氏は株式会社ファルコン・コンサルティングの上席顧問、株式会社CBホールディングスの社外取締役を務めておりますが、両社と当社の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

軒名 彰は、企業経営者としての豊富な経験、また証券業務の豊かな経験と高い見識を有することから、社外取締役として選任しております。また、同氏は日本郵便株式会社の社外取締役、ビジネスコーチ株式会社の社外取締役、株式会社オハラの社外取締役、北洋証券株式会社の代表取締役会長を務めておりますが、これらの会社と当社の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

廣瀬 稔は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役として選任しております。

中村 里佳は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役として選任しております。また、同氏は有限会社エスピーシーサービシーズの取締役、株式会社新都市ライフホールディングスの社外監査役、株式会社さくら総合事務所の取締役副社長、ヒューリックリート投資法人の監督役員を務めておりますが、これらの会社と当社の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

西岡 環は、弁護士としての専門知識や幅広い経験を有していることから、社外監査役として選任しております。

なお、当社は、茶木 正安、軒名 彰、中村 里佳及び西岡 環の4氏を、東京証券取引所及び福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

また、当社と社外取締役及び社外監査役との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

イ 社外取締役及び社外監査役の機能及び役割

各社外取締役及び社外監査役は、客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識・経験や高度な見識等を活かした監督及び監査、また、助言・提言等を実施しており、取締役会の意思決定及び業務執行の妥当性、適正性及び適法性を確保する機能・役割を担っております。

ロ 社外取締役及び社外監査役の独立性に関する考え方

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任する際の独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、一般株主と利益相反が生じる恐れのない客観的・中立的立場からの監督及び監査、助言・提言等をそれぞれ行なえるよう、その選任にあたっては、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定める独立性の基準を参考にしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会への出席や取締役等との意見交換等を通じて、取締役の意思決定の過程や職務執行の状況等経営全般の監督を行なっております。また、独立社外取締役会において各監査役と情報交換・意見交換を行なっております。

社外監査役は、取締役会その他の重要な会議への出席や取締役等との意見交換等を通じて、取締役の意思決定の過程や職務執行の状況等経営全般の監査を行なっております。また、常勤監査役、会計監査人及び内部統制部門から監査の実施状況、内部統制システムの構築・運用状況等の報告を受け、互いに情報を共有し、意見交換を行なっております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

イ 監査役会の組織、人員及び手続

監査役監査のための体制として、監査役3名（いずれも社外監査役）からなる監査役会を設置するほか、監査役付スタッフ2名を配置しております。監査役会は、監査役会の定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従って監査業務を実施しており、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役会その他重要な会議に出席し適宜質問し意見も述べ、非常勤社外取締役とも会合を持ち、取締役及び使用人からの職務の執行状況等についての報告を受け、重要な決裁書類等の閲覧を行ない、本社及び重要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査し、代表取締役とも定期的に意見交換をしております。監査室とも相互連携を図っており、監査室から内部監査の方針、重点監査項目等の監査計画の概要説明を受け、監査結果の報告を受領するとともに、必要に応じて同行監査（電話回線又はインターネット等を経由した手段も含む。）を実施するなど監査室の情報を有効に活用しております。会計監査人とは四半期毎の定例意見交換会を実施する他、日常的に緊密な連携を行ない、各々監査過程で得られた重要な情報を相互に伝達し、意見交換を行っております。また、会計監査人の独立性に関する方針や職務の遂行が適切に行なわれることを確保するための体制について報告を受け、必要に応じて説明を求め会計監査人の監査の相当性を確かめております。

なお、監査役 廣瀬 稔は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役 中村 里佳は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。監査役 西岡 環は、弁護士として法律に関する相当程度の知見を有しております。

ロ 監査役及び監査役会の活動状況

当事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況（出席率）
常勤監査役（社外監査役）	廣瀬 稔	13回 / 13回（100%）
監査役（社外監査役）	中村 里佳	13回 / 13回（100%）
監査役（社外監査役）	西岡 環	10回 / 10回（100%）

（注）監査役 西岡 環は、2022年6月23日開催の第56期定時株主総会において新たに選任されたため、監査役会の出席回数/開催回数が他の監査役と異なります。

監査役会における具体的な検討内容（留意事項）は、（1）中期経営計画及び年度計画の進捗状況（通期）、（2）コーポレートガバナンスコードへの対応状況（通期）、（3）グループ会社の再編の状況（上半期）、（4）関連会社の状況（通期）、（5）資産活用状況（通期）であります。

常勤監査役の活動としては、上記留意事項への対処を含め、独立社外取締役会（任意機関）、経営会議、業績会議、各投資委員会（墓地、店舗及びシステム）、コンプライアンス委員会等に参加し、また、会社内外の関係者との意思疎通を図るため定時及び随時に、社長連絡会、取締役等連絡会、責任者連絡会、監査室連絡会、子会社監査役連絡会及び会計監査人連絡会を開催し情報収集及び意見交換を実施しております。

内部監査の状況

監査室は、社長直属の3名で構成されております。監査室は、内部監査規程及び内部監査計画に基づき、監査の方針、監査計画に従って営業店・本社間接部署等に対して、往査による実地監査、書類の閲覧、インタビューを実施しております。営業店においては、現金管理、売掛金管理等の経理業務、契約・売上計上管理等の販売管理業務、商品在庫や入出庫手続等の商品管理業務、コンプライアンス、勤怠管理、資産管理等について監査を実施しております。本社間接部署等においては、営業店の監査手続の他に各部署固有の業務に対する監査項目を加えて実施しております。また、内部統制規程に基づき、業務上の不正・過誤による不測の事態の発生防止及び業務の改善と経営効率の向上を目的に、内部統制システムの整備・運用状況の評価を実施しております。これらの監査及び評価を通して顕在化した問題点は被監査部署に対してその場で助言・勧告を行ない、その後、直ちに代表取締役社長及び常勤監査役並びに関連部署に監査結果の報告を行ない、業務改善の推進・支援を依頼しております。また、監査室は、内部監査の状況について取締役会及び監査役会へ直接報告を行なうとともに、会計監査人と内部監査の実施状況について意見交換を行なうことにより相互に連携を図っております。

会計監査の状況

イ 業務を執行した会計監査人

名 称	期 間
有限責任監査法人トーマツ	2022年 4 月 1 日～2023年 3 月31日

ロ 継続監査期間 16年間

ハ 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 荒 牧 秀 樹
指定有限責任社員 業務執行社員 下 平 雅 和

ニ 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名、公認会計士試験全科目合格者 3名、その他 4名

ホ 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会が監査法人の選定を実施しており、その選定方針及び手続は次の通りです。

- 監査役会及び経営執行部門は、監査法人から、監査法人の概要（監査法人の概要、品質管理体制、欠格事由の有無及び独立性等）、監査の実施体制（リスク対応と監査計画策定方針、監査重点領域、監査チーム編成、監査スケジュール及び監査時間等）及び監査報酬等についての書面の提示を受け、面談（インターネット等を経由した手段も含む。）による説明及び質問を実施します。
- 監査役会は、「会計監査人の評価及び選定基準」（2015年12月18日 監査役会決議）に基づき策定した「会計監査人の評価及び選定に係るチェックリスト」に準拠して選定を実施します。
- 監査役会は、経営執行部門から、監査法人に対する同部門の独自の評価結果及び選任に関する意見についての書面の提示を受け、必要に応じて説明及び質問を実施します。
- 監査役会は上記 a b c の選定方針及び手続を通し総合的に監査法人を評価し、監査役会の決議を以って監査法人を選定します。

監査役会が有限責任監査法人トーマツを会計監査人とした理由は、同監査法人は長年に亘る実績を有し当社の事業内容等をよく理解しており、独立性をはじめ専門性及び職務の執行に関する状況等から、当社の会計監査が適正に行なわれることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

監査法人の解任又は不再任の決定の方針につきましては、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」（2015年 4 月17日 監査役会決議）に従い、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

ヘ 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会が監査法人の評価を、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」及び「会計監査人の評価及び選定基準」に基づき策定した「会計監査人の評価及び選定に係るチェックリスト」（監査法人の品質管理、監査チーム、監査報酬等について13項目）に準拠して実施しております。

監査報酬の内容等

イ 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	34,500	-
連結子会社	-	-
計	34,500	-

当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
34,500	-

ロ 監査公認会計士等と同一のネットワーク(デロイトトーマツグループ)に対する報酬(イを除く)

区分	前連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	-	6,538
連結子会社	-	-
計	-	6,538

当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
-	9,922

当社における前連結会計年度の非監査業務の内容は、デロイトトーマツ税理士法人による税務申告書の作成及びそれに付随する一般的な税務相談業務並びに電子取引を対象とした電子帳簿保存法に係る税務助言業務、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社によるグループ会社の再編に係る助言業務であります。

当社における当事業年度の非監査業務の内容は、デロイトトーマツ税理士法人による税務申告書の作成及びそれに付随する一般的な税務相談業務、消費税インボイス制度対応に伴う税務助言業務並びに子会社の吸収合併に関する税務助言業務、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社によるグループ会社の再編に係る助言業務であります。

ハ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

ニ 監査報酬の決定方針

前事業年度までの監査時間の実績、監査内容及び監査法人から提示された監査計画の内容などを総合的に勘案して決定しております。

ホ 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠並びに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、以下のとおりであります。なお、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針は定めておりません。

a 取締役

社内取締役の報酬については、業績との連動、株主の皆様との価値共有、業績や企業価値向上に対する意欲喚起を狙いとして定めた役員報酬制度に基づき決定することを基本方針としており、基本報酬（固定報酬・評価変動報酬）、業績連動報酬及び株式報酬により構成しております。なお、報酬水準については、外部コンサルティング会社の調査データに基づき同程度の規模の上場企業と比較を行なったうえで設定しております。

社外取締役の報酬については、独立した立場から経営の監督機能を担うことが役割であることを踏まえ、固定報酬のみとしており、業績により変動する要素はありません。

取締役各人の報酬については、2021年2月26日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針等」を決議しております。その主な内容は、以下の「ロ 役員の報酬等の額の決定方法」の「a 取締役」、「二 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限」、「ハ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針」、「ト 非金銭報酬等に関する方針」に記載のとおりであります。

b 監査役

監査役の報酬については、社内、社外に関わらず、独立した立場から取締役の職務執行の監督機能を担うことが役割であることを踏まえ、固定報酬のみとしており、業績により変動する要素はありません。なお、常勤監査役の報酬水準については、外部コンサルティング会社の調査データに基づき同程度の規模の上場企業と比較を行なったうえで設定しております。

ロ 役員の報酬等の額の決定方法

a 取締役

取締役会において、代表取締役社長が役員報酬制度に基づく取締役の個人別の報酬額の設定案（以下、「報酬案」）を立案し報酬諮問委員会へ提示すること及び当該報酬案の審議並びに取締役の個人別の報酬額の決定を報酬諮問委員会へ委任することについて決議いたします。

報酬諮問委員会において、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役から提示された報酬案について、役員報酬制度に照らして適正に算定・策定されているか否かを含めてその相当性・妥当性を審議し、必要に応じて報酬案を修正したうえで、株主総会の決議の範囲内において取締役の個人別の報酬額の決定を決議いたします。

報酬諮問委員会から取締役会に対し、報酬額の決定を決議した旨及び決議日時を報告いたします。

なお、当社は2022年6月16日開催の取締役会において、当事業年度にかかる取締役の個人別報酬等について、報酬諮問委員会へ決定を委任する旨を決議しております。報酬諮問委員会においては、決定を委任された報酬案について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針等と整合しているか否か、その正当性と妥当性の観点から審議を行なったうえで決定を決議しており、2022年6月23日の取締役会において、報酬諮問委員会より委任に基づき決定したことの結果報告を受けていることから、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別報酬等の内容が当該決定方針等に沿うものであると判断しております。

b 監査役

取締役会において、代表取締役社長が役員報酬制度に基づく監査役各人の報酬案を立案し報酬諮問委員会に諮問することについて決議いたします。

報酬諮問委員会において、取締役会の諮問決議に基づき、代表取締役から提示された監査役の個人別の報酬額の設定案（以下、「報酬案」）について、役員報酬制度に照らして適正に算定・策定されているか否かを含めてその相当性・妥当性を審議し、必要に応じて報酬案を修正したうえで、報酬案を監査役会に提案いたします。

監査役会において、当該報酬案を参考に監査役の個人別の報酬額について協議し監査役全員の同意を得ることにより、株主総会の決議及び役員報酬制度の定める範囲内において監査役の個人別の報酬額を決定いたします。

八 役員の報酬等に関する株主総会の決議

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、取締役については2013年6月20日（第47期定時株主総会）で、決議の内容は、取締役の報酬限度額を年額400,000千円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。定款で定める取締役の員数は11名以内とする。本有価証券報告書提出日現在は5名。）、監査役については1994年6月29日（第28期定時株主総会）で、決議の内容は、監査役の報酬限度額を年額35,000千円（定款で定める監査役の員数は5名以内とする。本有価証券報告書提出日現在は3名。）とするものであります。当社は、当該報酬範囲と別枠として、2017年6月20日（第51期定時株主総会）で決議いただきました株式報酬制度に基づき、社内取締役に対し、各事業年度において、役位により定めたポイントを付与し、在任期間を通じて累積したポイントに応じた当社株式を退任時に給付することとしております。なお、社外取締役と監査役につきましては、株式報酬制度を導入しておりません。

二 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会にあり、その権限の内容及び裁量の範囲は、役員報酬額等の決定方針と決定方法及び取締役の個人別の報酬等を決定する権限の全てであります。

なお、当該権限のうち、取締役の個人別の報酬額を決定する権限については、その決定方法と決定過程の透明性・独立性を高めるため、取締役会決議に基づき取締役会が報酬諮問委員会を構成する委員へ委任するものとし、取締役の個人別の報酬額を会社法の規定に基づき株主総会の決議及び役員報酬制度の定める範囲内において報酬諮問委員会を構成する委員が決定します。

当社の監査役の報酬の額は、会社法の規定に基づく株主総会の決議及び役員報酬制度の定める範囲内において、監査役の協議によって決定します。

ホ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会

報酬諮問委員会における手続は、取締役会からの委任又は諮問に基づき、委員長が報酬諮問委員会を招集し、前記の権限に基づき、口の決定方法の過程を経たうえで、代表取締役社長が立案した取締役と監査役の個人別の報酬案について、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって決定又は提案を決議いたします。報酬諮問委員会の構成員は、独立社外取締役の茶木 正安（委員長）、独立社外取締役の軒名 彰及び代表取締役社長の新貝 三四郎であります。

なお、当社の役員の報酬等（第57期分）の額の決定過程における取締役会、監査役会及び報酬諮問委員会の活動は、口の決定方法の過程に沿って報酬諮問委員会を3回開催し報酬案を決定又は提案を決議したうえで、取締役の報酬については当該報酬案の決定を取締役に報告しており、監査役の報酬については当該報酬案を監査役会に提案し、監査役会がこれについて協議したうえで監査役全員の同意を得ることにより決定しております。

へ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

当社の役員報酬は、社内取締役に対して業績連動報酬を設定しており、会社業績が基準値（第47期水準）の場合の業績連動報酬を、役位別の報酬総額の20%とすることを基本方針としております。また、業績連動報酬の算定に用いる指標として、当期純利益（連結財務諸表を作成した事業年度は「親会社株主に帰属する当期純利益」とする。以下同じ。）を採用しております。この指標を採用している理由は、当期純利益が、事業年度の活動を通じて得られた最終の期間損益であり、期間の企業価値向上に直結しているため、当社の企業価値向上と株主の皆様の利益最大化について責任を持つ社内取締役の報酬決定の指標としてふさわしいものと考えたためであります。業績連動報酬の決定方法は、第47期の連結当期純利益（9億38百万円）を基準に社内取締役の役位別の業績連動報酬額を設定し、当年度の当期純利益が基準値を上回れば翌年度の業績連動報酬額が増加し、下回れば減少する仕組みとしております。第47期の連結当期純利益を基準としているのは、当社が第47期（2013年3月29日）に東京証券取引所市場第一部に指定されたことから、その後の社内取締役の業績連動報酬の算定基準とするのが妥当と判断したものであります。

なお、当事業年度に係る業績連動報酬の算定指標の実績は、連結財務諸表を作成していないため提出会社の当期純利益11億54百万円であります。

ト 非金銭報酬等に関する方針

当社の社内取締役を支給する非金銭報酬は、株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」による当社株式（一部金銭）とし、その数と算定方法を役員報酬制度に定めます。具体的には、取締役在任期間において、毎年の株主総会日に、前年の7月1日から当年6月30日までの期間を対象として、役員報酬制度に定める役位別の1事業年度当たり付与するポイントを付与し、取締役退任時（退任日の翌月25日）に、付与済の累積ポイント数を基に「1ポイント=1株」として給付株式数を算出し、給付株式数のうち80%について当社株式を、残りの20%について当社株式の時価相当の金銭を、それぞれ株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）に基づき設定した信託から給付します。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬		業績連動報酬	非金銭報酬等	
		固定報酬	評価変動報酬			
取締役 (うち社外取締役)	121,017 (10,350)	85,318 (10,350)	11,563 (-)	14,808 (-)	9,326 (-)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	28,565 (28,565)	27,640 (27,640)	925 (925)	(-) (-)	(-) (-)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	149,582 (38,915)	112,958 (37,990)	12,488 (925)	14,808 (-)	9,326 (-)	11 (7)

(注) 上表には、2022年6月23日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(うち社外取締役1名)及び辞任した監査役1名(うち社外監査役1名)並びに2023年3月31日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外である投資株式の区分について、純投資目的は、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とした投資株式であり、貸借対照表の流動資産に「有価証券」として計上するものとし、純投資目的以外の投資株式は、投資その他の資産に「投資有価証券」として計上するものとしております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、非上場株式以外の株式については金融取引の安定化を目的とした経営戦略の一環として必要と認める企業の株式のみ保有いたします。その保有にあたっては、定期的に経済合理性を検証し、保有する意義の乏しい銘柄については、適宜株価や市場動向をみて売却する方針であります。なお、検証については代表取締役社長の職責において行ない、その結果については取締役会で報告することとしております。

ロ 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	6	27,457
非上場株式以外の株式	4	392,131

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	1	5,300
非上場株式以外の株式	-	-

八 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由 (注) 1	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)ふくおかフィナンシャルグループ	111,338	111,338	同社子会社である(株)福岡銀行との間で資金借入等の取引を行っており、金融取引の円滑化を図るために保有しております。	無(注) 2
	283,800	264,316		
(株)西日本フィナンシャルホールディングス	75,742	75,742	同社子会社である(株)西日本シティ銀行との間で資金借入等の取引を行っており、金融取引の円滑化を図るために保有しております。	無(注) 2
	82,407	57,336		
(株)みずほフィナンシャルグループ	12,896	12,896	同社子会社である(株)みずほ銀行との間で資金借入等の取引を行っており、金融取引の円滑化を図るために保有しております。	無
	24,218	20,208		
第一生命ホールディングス(株)	700	700	同社子会社である第一生命保険(株)との間で年金資産運用等の取引を行っており、金融取引の円滑化を図るために保有しております。	無(注) 2
	1,704	1,749		

(注) 1 当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたします。当社は、事業年度末を基準として、企業間の取引状況や保有株式の評価などにより、保有の経済合理性を検証することとしております。

2 保有先企業は当社の株式を保有しておりませんが、同社子会社が当社の株式を保有しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）は連結財務諸表を作成しており、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フロー計算書に係る比較情報は記載しておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は、2022年6月1日付で、当社の完全子会社でありました株式会社田ノ実を吸収合併し、連結子会社が存在しなくなったため、当事業年度より連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構（F A S F）へ加入し、F A S F主催のセミナーに参加しております。

また、監査法人主催のセミナー等に参加して最新の会計基準等の情報を取得しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,779,138	2,940,816
受取手形	1,418	1,474
売掛金	905,758	987,543
契約資産	2,640	2,940
商品	3,238,809	3,835,881
前渡金	1,773	58
前払費用	156,859	166,153
その他	10,430	21,614
流動資産合計	8,096,828	7,956,483
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	347,839	333,869
造作（純額）	400,202	371,964
構築物（純額）	65,167	60,505
機械及び装置（純額）	5,948	4,461
什器備品（純額）	265,020	224,322
土地	642,209	616,612
リース資産（純額）	186,055	121,825
有形固定資産合計	1,912,443	1,733,561
無形固定資産		
商標権	2,490	2,230
ソフトウェア	33,772	25,634
リース資産	32,136	13,139
電話加入権	32,454	32,454
ソフトウェア仮勘定	-	41,800
無形固定資産合計	100,852	115,258
投資その他の資産		
投資有価証券	2 378,868	2 423,594
関係会社株式	33,415	28,312
出資金	920	930
関係会社出資金	5,222	5,222
長期貸付金	16,747	16,747
破産更生債権等	1,379	1,185
長期前払費用	91,144	88,138
前払年金費用	400,642	357,084
繰延税金資産	174,304	177,130
営業保証金	3,867,951	3,586,958
販売保証金	4 2,570,939	4 3,085,305
差入保証金	1,242,700	1,237,514
その他	60,899	41,369
貸倒引当金	624,694	636,135
投資その他の資産合計	8,220,440	8,413,359
固定資産合計	10,233,736	10,262,179
資産合計	18,330,565	18,218,662

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	508,317	830,707
1年内返済予定の長期借入金	2 1,383,200	2 1,248,200
リース債務	91,139	69,609
未払金	618,774	662,924
未払費用	161,521	172,929
未払法人税等	419,623	466,111
未払消費税等	191,590	176,676
契約負債	1,211,729	1,099,926
預り金	94,284	93,956
賞与引当金	329,000	328,000
資産除去債務	7,500	7,500
流動負債合計	5,016,682	5,156,540
固定負債		
長期借入金	2 2,751,800	2 1,503,600
リース債務	149,309	81,558
役員株式給付引当金	18,437	27,763
退職給付引当金	42,358	44,325
資産除去債務	383,134	392,419
その他	98,972	67,138
固定負債合計	3,444,012	2,116,805
負債合計	8,460,694	7,273,346
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,037,640	4,037,640
資本剰余金		
資本準備金	1,100,813	1,100,813
その他資本剰余金	482,536	482,536
資本剰余金合計	1,583,350	1,583,350
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,307,972	5,338,320
利益剰余金合計	4,307,972	5,338,320
自己株式	174,135	174,204
株主資本合計	9,754,826	10,785,105
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	115,044	160,210
評価・換算差額等合計	115,044	160,210
純資産合計	9,869,871	10,945,315
負債純資産合計	18,330,565	18,218,662

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高	1 19,717,602	1 21,608,103
売上原価		
商品期首棚卸高	2,827,205	3,238,809
当期商品仕入高	7,562,640	8,477,595
合計	10,389,846	11,716,405
他勘定振替高	3 5,120	3 11,932
商品期末棚卸高	3,238,809	3,835,881
商品売上原価	2 7,145,915	2 7,868,591
売上総利益	12,571,686	13,739,512
販売費及び一般管理費		
販売促進費	749,387	1,069,404
販売手数料	1,150,945	1,209,801
給料及び賞与手当	4,208,896	4,350,472
賞与引当金繰入額	329,000	328,000
退職給付費用	139,439	210,597
福利厚生費	1,074,416	1,108,680
株式報酬費用	7,642	9,326
賃借料	1,116,032	1,112,373
減価償却費	221,671	208,973
その他	2,246,821	2,362,843
販売費及び一般管理費合計	11,244,253	11,970,472
営業利益	1,327,433	1,769,040
営業外収益		
受取利息	445	342
受取配当金	13,761	15,472
移動運搬収入	19,685	22,255
営業保証金回収差益	6,245	3,162
団体定期保険受取配当金	8,230	8,428
その他	19,047	22,483
営業外収益合計	67,416	72,144
営業外費用		
支払利息	25,612	24,264
貸倒引当金繰入額	105,351	16,625
固定資産除却損	1,583	7,662
アドバイザー費用	-	7,387
その他	15,860	11,918
営業外費用合計	148,408	67,857
経常利益	1,246,442	1,773,327
特別利益		
固定資産売却益	-	4 1,958
投資有価証券売却益	4,359	1,455
抱合せ株式消滅差益	-	5 27,150
特別利益合計	4,359	30,563
特別損失		
減損損失	6 71,523	6 48,592
投資有価証券評価損	712	-
子会社株式評価損	23,122	-
子会社支援損	-	7 30,000
特別損失合計	95,357	78,592
税引前当期純利益	1,155,443	1,725,298
法人税、住民税及び事業税	346,132	577,531
法人税等調整額	111,893	6,264
法人税等合計	458,025	571,267
当期純利益	697,418	1,154,031

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金					
					買換資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	4,037,640	1,100,813	482,536	1,583,350	229	3,691,903	3,692,133	190,445	9,122,677	
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	-	876	876	-	876	
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,037,640	1,100,813	482,536	1,583,350	229	3,692,780	3,693,010	190,445	9,123,554	
当期変動額										
買換資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	229	229	-	-	-	
剰余金の配当	-	-	-	-	-	82,456	82,456	-	82,456	
当期純利益	-	-	-	-	-	697,418	697,418	-	697,418	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	52	52	
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	16,363	16,363	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	-	-	-	-	229	615,191	614,961	16,310	631,272	
当期末残高	4,037,640	1,100,813	482,536	1,583,350	-	4,307,972	4,307,972	174,135	9,754,826	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	86,702	86,702	9,209,380
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	876
会計方針の変更を反映した当期首残高	86,702	86,702	9,210,257
当期変動額			
買換資産圧縮積立金の取崩	-	-	-
剰余金の配当	-	-	82,456
当期純利益	-	-	697,418
自己株式の取得	-	-	52
自己株式の処分	-	-	16,363
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	28,341	28,341	28,341
当期変動額合計	28,341	28,341	659,613
当期末残高	115,044	115,044	9,869,871

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	4,037,640	1,100,813	482,536	1,583,350	4,307,972	4,307,972	174,135	9,754,826
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	123,682	123,682	-	123,682
当期純利益	-	-	-	-	1,154,031	1,154,031	-	1,154,031
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	69	69
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	1,030,348	1,030,348	69	1,030,279
当期末残高	4,037,640	1,100,813	482,536	1,583,350	5,338,320	5,338,320	174,204	10,785,105

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	115,044	115,044	9,869,871
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	123,682
当期純利益	-	-	1,154,031
自己株式の取得	-	-	69
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	45,165	45,165	45,165
当期変動額合計	45,165	45,165	1,075,444
当期末残高	160,210	160,210	10,945,315

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	1,725,298
減価償却費	208,973
減損損失	48,592
抱合せ株式消滅差益	27,150
貸倒引当金の増減額(は減少)	11,440
賞与引当金の増減額(は減少)	1,000
退職給付引当金の増減額(は減少)	1,967
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	9,326
受取利息及び受取配当金	15,814
支払利息	24,264
売上債権の増減額(は増加)	74,741
棚卸資産の増減額(は増加)	590,877
仕入債務の増減額(は減少)	311,437
契約負債の増減額(は減少)	112,537
その他	79,694
小計	1,598,872
利息及び配当金の受取額	15,814
利息の支払額	22,806
法人税等の支払額	525,198
子会社支援に係る支出額	30,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,036,681
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	57,911
有形固定資産の売却による収入	21,825
無形固定資産の取得による支出	24,790
投資有価証券の売却による収入	5,300
営業保証金の支出	462,687
営業保証金の回収による収入	752,911
販売保証金の支出	549,749
販売保証金の回収による収入	8,140
差入保証金の差入による支出	2,625
差入保証金の回収による収入	12,810
その他	16,265
投資活動によるキャッシュ・フロー	313,041
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	1,383,200
自己株式の取得による支出	69
リース債務の返済による支出	91,807
配当金の支払額	122,958
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,598,034
現金及び現金同等物に係る換算差額	19
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	874,374
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	36,052
現金及び現金同等物の期首残高	3,717,138
現金及び現金同等物の期末残高	2,878,816

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

評価基準は原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

仏壇

個別法

仏具

先入先出法

生活雑貨・食品

総平均法

その他

個別法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び造作並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)は社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権や営業保証金等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時の事業年度に全額費用処理しております。

(追加情報)

当社は、当事業年度に60歳から65歳への定年延長に伴う退職金規程の改定を行なっております。これに伴い、退職給付債務が57,826千円減少し、過去勤務費用が同額発生しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 仏壇仏具事業

仏壇仏具事業においては、主に仏壇仏具の小売販売を行っております。

これらの販売については、商品を顧客に引き渡した時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。また、レジシートに次回来店時値引きを約束するクーポンの付与による将来の財又はサービスの提供は別個の履行義務として認識し、取引価格を配分しております。

(2) 墓石事業

墓石事業においては、主に墓石建立の受注販売を行っております。

これらの販売については、商品を顧客に引き渡した時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

(3) 屋内墓苑事業

屋内墓苑事業においては、販売業務委託契約により寺院が有する屋内墓苑の使用権の受託販売を行っており、受託販売手数料を得ております。

この受託販売については、寺院と屋内墓苑使用者が屋内墓苑の永代使用に関する契約を締結し、屋内墓苑使用者が寺院へ永代使用料を支払った時点で受託販売に関するサービスの支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

(4) 飲食・食品・雑貨事業

飲食・食品・雑貨事業においては、注文に基づく料理の提供、食品・雑貨の販売を行っております。

これらの販売については、顧客へ料理を提供した時点、商品を顧客に引き渡した時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ取引

ヘッジ対象

借入金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を利用しております。

ヘッジ対象の識別を取引単位で行なう方法（個別ヘッジ）によっております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

(5) その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

金利スワップの実行・管理は、経理部にて行っており、取引に関する管理規程は特に設けておりませんが、事前に十分な検討のうえ、社内手続きを経て実施することとしており、取引は全て取締役会へ報告しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び取得日から3ヵ月以内に満期の到来する流動性の高い、かつ、価値が変動するおそれのほとんどない預金からなっております。

8. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、取締役（社外取締役を除きます。）を対象として、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、役員株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託による帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度67,595千円、138,800株、当事業年度67,595千円、138,800株であります。

(重要な会計上の見積り)

1. 営業保証金の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
営業保証金	3,867,951	3,586,958
貸倒引当金	570,768	597,000

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

財務諸表「注記事項(重要な会計方針)4.引当金の計上基準 (1)貸倒引当金」に記載のとおりであります。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

営業保証金の回収可能性を判断するにあたっては、霊園を開園前、開園後に区分し、また、その回収状況に応じて正常霊園、問題霊園、回収不能霊園に分類しております。

開園前の霊園分類の判断にあたっては、霊園開発計画の遅延や頓挫、地方自治体による霊園経営の不可等、営業保証金の一部または全部の回収が困難と判断される場合を考慮しております。

開園後の霊園分類の判断にあたっては、霊園の経営状態の悪化、地方自治体による霊園経営の許可の取消しや販売禁止命令、自然災害による販売自粛、当社が受託している墓地永代使用権の販売不振による営業保証金回収計画の遅延等、営業保証金の一部又は全部の回収が困難と判断される場合を考慮しております。

霊園分類ごとに、過去の貸倒実績や今後の回収可能性を基に貸倒引当率を設定し、それぞれの霊園に対して適切な金額の貸倒引当金を算定しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

当事業年度において会計上の見積りを行なった結果、営業保証金に係る貸倒引当金は必要十分な金額が適切に計上されているものと認識しておりますが、営業保証金の回収可能性を判断するにあたって霊園分類は現在入手可能な情報に基づき判断しており、見積りまたは仮定の変更や、変化を示す情報の入手、経済及びその他の事象または状況の変化により、貸倒引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

2. 店舗固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
店舗固定資産	1,044,112	1,013,100
減損損失	31,543	-

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

店舗の継続的な収益性の低下により、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損の認識の可否を判定します。

減損の認識が必要と判定された店舗につきましては、帳簿価額を回収可能価額である使用価値まで減損し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたします。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当該店舗から得られる将来キャッシュ・フローの見積額は、将来の収益性を見積りを主要な仮定として資産グループごとに予算等社内における管理会計の計画数値を基に見積もっております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の収益性にはお客様の生活様式の変化、供養に対する価値観の変化及び店舗立地環境の変化等による一定の不確実性があるため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼし、翌事業年度において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「販売費及び一般管理費」の「その他」に含めて表示しておりました「販売手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、独立掲記しております。

この表示方法の変更を反映するため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「販売費及び一般管理費」の「その他」に表示していた3,397,766千円は、「販売手数料」1,150,945千円、「その他」2,246,821千円として組み替えております。

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より、独立掲記しております。

この表示方法の変更を反映するため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた17,443千円は、「固定資産除却損」1,583千円、「その他」15,860千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	3,527,032千円	3,679,170千円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
投資有価証券	335,010千円	382,347千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	710,000千円	635,000千円
長期借入金	1,440,000	805,000
計	2,150,000	1,440,000

3 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行なうため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
当座貸越極度額	3,000,000千円	3,000,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	3,000,000	3,000,000

4 販売保証

当社は、宗教法人からの屋内墓苑販売業務委託に関し、一定の計算期間ごとに受託販売目標金額を設定し、これに満たない場合は不足額を保証金として宗教法人へ預託する契約を締結しております。

受託販売金額が目標金額を上回った場合には宗教法人から当社へ返還されるものであります。

この契約に基づく販売保証期間は最長で2026年12月までとなっており、当事業年度末から2026年12月までの販売保証額は最大で2,344,464千円であります。

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益のみであります。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 商品期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が商品売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
	5,500千円	4,400千円

3 他勘定振替高の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
販売費及び一般管理費	5,120千円	11,932千円

4 固定資産売却益

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
土地	-千円	1,958千円

5 抱合せ株式消滅差益

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

抱合せ株式消滅差益は、当社の完全子会社でありました株式会社田ノ実を吸収合併したことによるものであります。

6 減損損失

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失（千円）
ニッターモール熊谷店他5店舗	造作等	埼玉県熊谷市他	31,543
遊休不動産	土地	千葉県我孫子市	39,980
合計			71,523

事業用資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗ごとに資産のグルーピングを行ない、遊休資産については、個別の資産単位ごとに把握しております。

将来の収益性を検討した結果、収益性が低下した資産グループ及び遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額の算定に関しては、遊休不動産については正味売却価額により測定しており不動産鑑定評価額を参考に算定し、事業用資産については使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを3.3%で割り引いて算定しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失（千円）
遊休不動産	土地	福岡県直方市	5,719
共用資産	什器備品	福岡県福岡市他	42,872
合計			48,592

事業用資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗ごとに資産のグルーピングを行ない、遊休資産については、個別の資産単位ごとに把握しております。

将来の収益性を検討した結果、売却予定の遊休不動産及び使用範囲と方法を変更した共用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しており、売却予定の遊休不動産については売却予定価額、共用資産については鑑定評価額を参考に算定しております。

7 子会社支援損

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

子会社支援損は、当社の完全子会社でありました株式会社田ノ実に対し、吸収合併前に行なった資金支援額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	18,646,376	-	-	18,646,376
合計	18,646,376	-	-	18,646,376
自己株式				
普通株式	461,741	190	-	461,931
合計	461,741	190	-	461,931

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数には、「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カस्टディ銀行(信託E口)が保有する当社株式(当事業年度期首138,800株、当事業年度末138,800株)が含まれております。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加190株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月19日 取締役会	普通株式	54,970	3.00	2022年3月31日	2022年6月6日
2022年11月4日 取締役会	普通株式	68,712	3.75	2022年9月30日	2022年12月1日

(注) 1 2022年5月19日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カस्टディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金416千円が含まれております。

2 2022年11月4日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カस्टディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金520千円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月18日 取締役会	普通株式	137,424	利益剰余金	7.50	2023年3月31日	2023年6月5日

(注) 2023年5月18日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カस्टディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金1,041千円が含まれております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)
現金及び預金勘定	2,940,816千円
預入期間が3か月を超える定期預金	62,000
現金及び現金同等物	2,878,816

(リース取引関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

コンピュータ関連機器等であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当事業年度 (2023年 3月31日)
1年内	16,277
1年超	35,222
合計	51,500

(金融商品関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

デリバティブ取引は、将来の金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。

その設定枠は、借入金の残高を超えないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、販売管理規程、与信管理規程及び組織規程の職務権限基準表に基づき、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行なうとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の把握や軽減を行なっております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格等については、適宜、担当役員に報告されております。

営業保証金は、霊園開発の主体となる宗教法人等に対して霊園の建墓権（墓石を販売する権利）取得のために差入れた金銭債権であり、当社と墓石販売契約を締結する顧客が霊園の経営主体に永代使用料（墓地を使用する権利料）を支払った後、霊園の経営主体から返還されるものであります。そのため、霊園開発計画の遅延や頓挫、地方自治体による霊園経営の不許可等、また、霊園の経営状態の悪化、地方自治体による霊園経営の許可の取消しや販売禁止命令、自然災害による販売自粛、当社が受託している墓地永代使用権の販売不振による営業保証金回収計画の遅延等によるリスクに晒されております。

当該リスクに関しては、霊園を開園前、開園後に区分し、また、その回収状況に応じて正常霊園、問題霊園、回収不能霊園に分類して把握し、その軽減に努めております。

販売保証金は、宗教法人からの屋内墓苑販売業務委託に関し、一定の計算期間ごとに受託販売目標金額を設定し、これに満たない場合に不足額を保証金として宗教法人へ預託した金銭債権であり、受託販売金額が目標金額を上回った場合には宗教法人から当社へ返還されるものであります。そのため、将来の屋内墓苑の受託販売動向によるリスクや宗教法人の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、受託販売状況の悪化等による回収懸念がないかどうかについての把握を行なっております。

差入保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、差入先の信用状況を契約時及び随時に把握することを通じて、リスクの軽減を行なっております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資、営業保証金（建墓権）及び販売保証金に係る資金調達であります。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、長期借入金の一部については、金利の変動による損失を回避する目的で、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の判定をもって有効性の判定に代えております。

デリバティブ取引の実行・管理は、当社は経理部が行っており、取引に関する管理規程は設けておりませんが、事前に十分な検討のうえ、社内手続きを経て実施することとしており、取引は全て取締役会に報告しております。

また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを回避するため、信用度の高い金融機関とのみ取引を行なっております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)投資有価証券(*2)	392,131	392,131	-
(2)営業保証金(*4)	2,989,958	2,989,161	796
(3)販売保証金	3,085,305	3,031,080	54,224
(4)差入保証金	1,237,514	1,171,399	66,115
資産計	7,704,908	7,583,772	121,136
(1)長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	2,751,800	2,745,518	6,281
(2)リース債務 (1年以内返済予定を含む)	151,167	150,997	169
負債計	2,902,967	2,896,515	6,451
デリバティブ取引(*5)	-	-	-

(*1)「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等は、時価開示の対象としておりません。「(1)投資有価証券」に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
非上場株式	27,457
投資事業有限責任組合	4,006

(*3)貸借対照表に持分相当額を純額で計上する投資事業有限責任組合への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に定める取扱いに従って、時価開示の対象とはしておりません。なお、当事業年度末における貸借対照表計上額は4,006千円であります。

(*4)営業保証金に対して計上している貸倒引当金を控除した金額を貸借対照表計上額として記載しております。

(*5)デリバティブ取引は、金利スワップの特例処理によるものであり、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 1 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
当事業年度(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,940,816	-	-	-
受取手形	1,474	-	-	-
売掛金	987,543	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	4,006	-	-	-
合計	3,933,840	-	-	-

2 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額
当事業年度(2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	1,248,200	873,600	380,000	250,000	-	-
リース債務 (1年以内返済予定を含む)	69,609	52,743	18,069	9,112	1,632	-
合計	1,317,809	926,343	398,069	259,112	1,632	-

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
当事業年度(2023年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	392,131	-	-	392,131
資産計	392,131	-	-	392,131

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当事業年度(2023年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業保証金	-	-	2,989,161	2,989,161
販売保証金	-	-	3,031,080	3,031,080
差入保証金	-	-	1,171,399	1,171,399
資産計	-	-	7,191,641	7,191,641
長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	-	2,745,518	-	2,745,518
リース債務 (1年以内返済予定を含む)	-	150,997	-	150,997
負債計	-	2,896,515	-	2,896,515

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

活発な市場における相場価格を用いて上場株式を評価しており、レベル1の時価に分類しております。

営業保証金

営業保証金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

販売保証金

販売保証金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金(1年以内返済予定を含む)

元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行なった場合に適用される、合理的に見積もられた利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務(1年以内返済予定を含む)

元利金の合計額を同様のリース取引を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、「2. 其他有価証券」、「3. 売却した其他有価証券」及び「4. 減損処理を行った有価証券」は、前事業年度の記載はしていません。

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2022年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式5,103千円、関連会社株式28,312千円)は、市場価格のない株式等であるため、記載していません。

当事業年度(2023年3月31日)

関連会社株式(貸借対照表計上額 28,312千円)は、市場価格のない株式等であるため、記載していません。

2. 其他有価証券

当事業年度(2023年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	392,131	226,091	166,039
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	392,131	226,091	166,039
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		392,131	226,091	166,039

3. 売却したその他有価証券

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	5,300	1,455	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	5,300	1,455	-

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度においては、該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行ない、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

金利関連

当事業年度（2023年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 (支払固定・受取変動)	長期借入金	5,000	-	(注)
合計			5,000	-	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度(全て積立型制度)と確定拠出年金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、累積のポイントと事由別支給係数に基づいた一時金もしくは年金で受給できる制度としております。

執行役員及びパートタイマーの一部については退職一時金制度(全て非積立型制度)を採用しており、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

また、当社は、当事業年度に60歳から65歳への定年延長に伴う退職金規程の改定を行なっております。これに伴い、退職給付債務が57,826千円減少し、過去勤務費用が同額発生しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,293,867千円
勤務費用	149,251
利息費用	15,535
数理計算上の差異の発生額	7,039
退職給付の支払額	64,959
過去勤務費用の発生額	57,826
退職給付債務の期末残高	2,342,909

(注)簡便法による退職給付債務を含んでおります。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
年金資産の期首残高	2,652,151千円
期待運用収益	26,521
数理計算上の差異の発生額	15,372
事業主からの拠出額	112,478
退職給付の支払額	64,213
年金資産の期末残高	2,711,567

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	当事業年度 (2023年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,298,583千円
年金資産	2,711,567
	412,983
非積立型制度の退職給付債務	44,325
未積立退職給付債務	368,657
未認識過去勤務費用	55,898
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	312,759
退職給付引当金	44,325
前払年金費用	357,084
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	312,759

(注) 簡便法による退職給付債務を含んでおります。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	149,251千円
利息費用	15,535
期待運用収益	26,521
数理計算上の差異の費用処理額	22,412
過去勤務費用の費用処理額	1,927
確定給付制度に係る退職給付費用	158,750

(注) 簡便法で計算した退職給付費用は勤務費用に含めております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2023年3月31日)
一般勘定	40.9%
株式	28.5
債券	27.2
その他	3.4
合計	100.0

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	当事業年度 (2023年3月31日)
割引率	0.69%
長期期待運用収益率	1.00%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度51,846千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年 3月31日)	当事業年度 (2023年 3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	190,531千円	199,973千円
賞与引当金	100,345	100,040
役員株式給付引当金	8,620	11,465
退職給付引当金	12,919	13,519
減損損失	330,824	328,078
資産除去債務	119,143	121,975
繰延資産	31,153	29,072
その他	191,597	199,792
繰延税金資産小計	985,136	1,003,916
評価性引当額	659,969	688,985
繰延税金資産合計	325,167	314,931
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	26,025	22,914
前払年金費用	122,195	108,806
その他有価証券評価差額金	2,641	6,079
繰延税金負債合計	150,862	137,800
繰延税金資産の純額	174,304	177,130

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年 3月31日)	当事業年度 (2023年 3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.1	0.1
住民税均等割額	6.2	4.1
評価性引当額の増減額	2.5	1.7
連結子会社合併による影響額	5.1	2.9
その他	0.1	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.6	33.1

(持分法損益等)

前事業年度は連結財務諸表を作成しておりましたので、該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(完全子会社の吸収合併)

当社は、2022年3月25日開催の取締役会において、当社の完全子会社でありました株式会社田ノ実を吸収合併することを決議し、2022年6月1日付で実施いたしました。

(1) 取引の概要

被結合企業の名称及びその事業の内容

被結合企業の名称 株式会社田ノ実

事業の内容 飲食・食品・雑貨事業

合併日(効力発生日)

2022年6月1日

企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社田ノ実を消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

株式会社はせがわ

その他取引の概要に関する事項

当社と株式会社田ノ実が一体となることで意思決定の迅速化と業務効率の改善を図るとともに、当社の店舗網や自社ECサイトを利用・活用することにより株式会社田ノ実が取り扱っている法費用等のギフト商材を広く展開することを目的としております。

(2) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成してはありますが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成してはあります。したがって、前事業年度の記載はしてはおりません。

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗及び事務所の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の金額の算定にあたっては、使用見込期間を取得から6年~30年と見積り、割引率は0%~2.29%を使用しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
期首残高	390,634千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	5,186
時の経過による調整額	4,098
期末残高	399,919

(賃貸等不動産関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成してはありますが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成してはあります。したがって、前事業年度の記載はしてはおりません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスに分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

報告セグメント等の名称		区 分		売上高 (千円)
報告セグメント	仏壇仏具・墓石 (注) 1	東日本	仏壇仏具	12,275,459
			墓石	3,833,440
		西日本	仏壇仏具	3,128,090
			墓石	781,087
	屋内墓苑(注) 2			570,575
	飲食・食品・雑貨(注) 1			111,173
その他(注) 3			908,275	
合 計				21,608,103

(注) 1 報告セグメントの「仏壇仏具・墓石」及び「飲食・食品・雑貨」は、小売事業であります。

2 報告セグメントの「屋内墓苑」は、屋内墓苑の受託販売事業であります。

3 「その他」は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、仏壇仏具卸売事業などではありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針) 5. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	907,177	989,018
契約資産(注) 1	2,640	2,940
契約負債(注) 2	1,211,729	1,099,926

(注) 1 契約資産は、宗教法人からの霊園管理業務の受託収入によるものであります。

2 契約負債は、顧客からの前受金及びレジシートに次回来店時値引きを約束するクーポンの付与による将来の財又はサービスの提供に関連するものであります。

(2) 当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれている額

当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、1,198,159千円であります。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価のなかに、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行なう対象となっているものであります。

当社は、提供する商品・サービス別の事業部を置き、各事業部は対象商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を行なっております。

したがって、当社は事業部を基礎とした商品・サービス別セグメントから構成されており、「仏壇仏具・墓石」、「屋内墓苑」、「飲食・食品・雑貨」の3つを報告セグメントとしております。

さらに、「仏壇仏具・墓石」については、地域別の「東日本」、「西日本」に細分しております。

「仏壇仏具・墓石」は、仏壇仏具及び墓石の小売販売を行なっております。

「屋内墓苑」は、屋内墓苑の受託販売を行なっております。

「飲食・食品・雑貨」は、飲食及び食品・雑貨の小売販売を行なっております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表作成において採用している会計処理の方法と概ね同一であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	財務諸表 計上額 (注)3
	仏壇仏具・墓石			屋内 墓苑	飲食・ 食品・ 雑貨	計				
	東日本	西日本	計							
売上高										
外部顧客への 売上高	16,108,900	3,909,178	20,018,079	570,575	111,173	20,699,828	908,275	21,608,103	-	21,608,103
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	16,108,900	3,909,178	20,018,079	570,575	111,173	20,699,828	908,275	21,608,103	-	21,608,103
セグメント 利益又は損失 ()	1,658,265	274,526	1,932,792	175,332	68,115	2,040,009	39,235	2,000,774	231,734	1,769,040
セグメント 資産	7,939,161	2,005,562	9,944,724	3,243,810	17,132	13,205,667	190,641	13,396,308	4,822,354	18,218,662
その他の項目										
減価償却費 (注)4	166,948	33,923	200,872	2,303	412	203,587	2,902	206,489	2,483	208,973
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額 (注)5	46,709	7,254	53,963	-	0	53,963	-	53,963	55,485	109,448

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、仏壇仏具卸売事業などでありま
す。

2 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額 231,734千円は、各セグメントに配分していない全社費用で
あります。

(2) セグメント資産の調整額4,822,354千円は、運用資金(現金及び預金)及び管理部門に係る資産等であ
ります。

(3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額55,485千円は、主にシステム開発費等であります。

3 セグメント利益又は損失()は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4 減価償却費には、長期前払費用の償却額を含めております。

5 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用の増加額を含めております。

【関連情報】

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	仏壇仏具	墓石	屋内墓苑	飲食・食品・ 雑貨	その他	合計
外部顧客への売上高	15,403,550	4,614,528	570,575	111,173	908,275	21,608,103

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					その他	合計	調整額 (注)	財務諸表 計上額	
	仏壇仏具・墓石			屋内 墓苑	飲食・ 食品・ 雑貨					計
	東日本	西日本	計							
減損損失	-	-	-	-	-	-	-	48,592	48,592	

(注) 調整額の減損損失48,592千円は、共用資産の使用範囲と方法を変更したこと等によるものであり、報告セグメントに配分していません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度は連結財務諸表を作成していましたが、当事業年度は個別財務諸表のみを作成しております。したがって、前事業年度の記載はしていません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	542.75円	601.90円
1株当たり当期純利益	38.37円	63.46円

(注) 1 「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(前事業年度138千株、当事業年度138千株)。また、1株当たり当期純利益の算定上、当該当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前事業年度148千株、当事業年度138千株)。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

3 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	697,418	1,154,031
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	697,418	1,154,031
期中平均株式数(千株)	18,174	18,184

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	971,215	-	452	970,762	636,893	13,842	333,869
造作	1,824,147	29,188	2,332	1,851,003	1,479,039	53,299	371,964
構築物	325,982	1,450	231	327,201	266,696	6,112	60,505
機械及び装置	13,929	-	-	13,929	9,468	1,487	4,461
什器備品	1,314,736	39,608	54,680 (42,872)	1,299,665	1,075,342	34,551	224,322
土地	642,209	-	25,596 (5,719)	616,612	-	-	616,612
リース資産	347,255	1,038	14,737	333,556	211,730	64,229	121,825
建設仮勘定	-	82,343	82,343	-	-	-	-
有形固定資産計	5,439,476	153,630	180,374 (48,592)	5,412,732	3,679,170	173,521	1,733,561
無形固定資産							
商標権	2,600	-	-	2,600	370	260	2,230
ソフトウェア	104,280	3,021	-	107,302	81,667	11,127	25,634
リース資産	110,628	-	54,552	56,075	42,936	18,996	13,139
電話加入権	32,454	-	-	32,454	-	-	32,454
ソフトウェア仮勘定	-	41,800	-	41,800	-	-	41,800
無形固定資産計	249,963	44,821	54,552	240,232	124,973	30,384	115,258
長期前払費用	115,360	13,604	24,774	104,190	16,051	5,067	88,138

(注) 1 無形固定資産のリース資産の当期減少額は、リース期間満了によるものであります。

2 長期前払費用の当期末残高には、非償却資産81,972千円が含まれております。

3 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	1,383,200	1,248,200	0.5	-
1年以内に返済予定のリース債務	91,139	69,609	0.6	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,751,800	1,503,600	0.6	2024年4月1日 から 2027年2月28日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	149,309	81,558	0.6	2024年4月1日 から 2027年9月30日
合計	4,375,449	2,902,967	-	-

(注) 1 平均利率については、借入金等の期中平均残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	873,600	380,000	250,000	-
リース債務	52,743	18,069	9,112	1,632

【引当金明細表】

区 分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額		当期末残高 (千円)
			目的使用 (千円)	その他 (千円)	
貸倒引当金	624,694	37,550	5,184	20,925	636,135
賞与引当金	329,000	328,000	329,000	-	328,000
役員株式給付引当金	18,437	9,326	-	-	27,763

(注) 貸倒引当金の当期減少額「その他」は、洗替えによる戻入れ及び回収による取崩し等であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ 現金及び預金

区 分	金額(千円)
現 金	33,962
預 金	
当 座 預 金	1,719,003
普 通 預 金	1,035,416
定 期 預 金	140,000
積 立 預 金	12,000
別 段 預 金	434
計	2,906,854
合 計	2,940,816

ロ 受取手形

相手先別内訳

相 手 先	金額(千円)
(有)木村仏具店	1,000
(株)大越仏壇	308
(有)菊池仏具店	166
計	1,474

期日別内訳

期 日 別	金額(千円)
2023年 4 月	466
5 月	608
6 月	200
7 月	200
計	1,474

八 売掛金
相手先別内訳

区 分		主な相手先及び金額					
	(千円)		(千円)		(千円)		(千円)
小 売							
クレジット	640,865	トヨタファイナンス(株)	204,573	(株)福岡銀行	111,716	九州カード(株)	87,368
提 携	56,711	全国農業協同組合 連合会 埼玉県本部	34,807	町田市 農業協同組合	1,793	神奈川つくい 農業協同組合	1,195
一 般 顧 客	38,607						
小計	736,185						
卸 売	98,229	(株)保志	77,634	(株)中原三法堂	7,197	(株)銚建仏光堂	3,400
受託販売	153,129	(宗)一行院	29,520	(宗)仙行寺	27,270	(宗)源覚寺	25,920
計	987,543						

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
905,758	23,768,914	23,687,129	987,543	96.0	14.5

二 商品

区 分	金額(千円)
仏 壇	1,585,861
仏 具	2,050,152
墓 石	192,683
食 品 ・ 雑 貨	7,184
計	3,835,881

固定資産

イ 営業保証金

相 手 先	金額(千円)
(宗)清龍院	280,396
(宗)万年寺	222,072
(株)大友石材工業	170,701
(株)亜室	125,709
(宗)仙行寺	116,200
その他((宗)大法寺ほか)	2,671,877
計	3,586,958

ロ 販売保証金

相手先	金額(千円)
(宗)勝楽寺	1,074,400
(宗)伝燈院	976,726
(宗)源覚寺	499,032
(宗)千光寺	364,275
(宗)仙行寺	170,870
計	3,085,305

ハ 差入保証金

区分	金額(千円)
店舗賃借保証金	1,136,938
事務所賃借保証金	73,936
建設協力金	1,862
その他(社宅・寮賃借保証金ほか)	24,777
計	1,237,514

流動負債

イ 買掛金

相手先	金額(千円)
(株)オクノトレーディング	54,335
(株)小野屋漆器店	54,190
(株)オゼキ	47,238
カリモク家具(株)	46,453
(株)浅野商店	45,378
その他(株保志ほか)	583,110
計	830,707

ロ 契約負債

相手先	金額(千円)
一般顧客	1,099,926
計	1,099,926

固定負債
長期借入金

相手先	金額(千円)
(株)福岡銀行	560,000 (250,000)
(株)西日本シティ銀行	547,500 (240,000)
(株)三菱UFJ銀行	525,000 (225,000)
(株)みずほ銀行	332,500 (145,000)
(株)三井住友銀行	325,000 (145,000)
その他(みずほ信託銀行(株)ほか)	461,800 (243,200)
計	2,751,800 (1,248,200)

(注) ()内は内数であり、1年以内の返済予定額につき、貸借対照表の流動負債の部に計上しております。

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	5,177,256	11,497,187	16,363,265	21,608,103
税引前四半期(当期)純利益(千円)	383,905	1,270,792	1,529,885	1,725,298
四半期(当期)純利益(千円)	295,790	896,333	1,046,176	1,154,031
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	16.26	49.29	57.53	63.46

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	16.26	33.02	8.24	5.93

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地(NMF竹橋ビル6階) 東京証券代行株式会社 本店 (特別口座) 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地(NMF竹橋ビル6階) 東京証券代行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行なう。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行なう。 公告掲載URL https://corp.hasegawa.jp/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 単元未満株式についての権利

当社定款には、次のことを定めております。

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第56期）（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）2022年6月24日 福岡財務支局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年6月24日 福岡財務支局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第57期第1四半期）（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）2022年8月10日 福岡財務支局長に提出

（第57期第2四半期）（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）2022年11月10日 福岡財務支局長に提出

（第57期第3四半期）（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）2023年2月10日 福岡財務支局長に提出

(4) 臨時報告書

2022年6月28日 福岡財務支局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年 6月27日

株式会社 は せ が わ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	<u>公認会計士</u>	<u>荒 牧 秀 樹</u>
----------------------------	--------------	----------------

<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	<u>公認会計士</u>	<u>下 平 雅 和</u>
----------------------------	--------------	----------------

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社はせがわの2022年4月1日から2023年3月31日までの第57期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社はせがわの2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

建墓権取得に係る営業保証金の評価における霊園分類の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2023年3月31日現在において、貸借対照表に営業保証金3,586,958千円（総資産の19.7%）を計上しており、当該債権に対して597,000千円の貸倒引当金を計上している。</p> <p>会社は、宗教法人等と墓地販売業務提携契約を締結の上、墓地永代使用権の販売を受託している。営業保証金は、墓石事業において、優良な霊園・墓所の確保を目的として、会社が霊園開発計画の段階で、霊園開発の主体となる宗教法人等に対して霊園の建墓権（墓石を販売する権利）取得のために差入れたものである。また、営業保証金は、単なる金銭の返還請求債権ではなく、墓石の販売権が付随された複合的な性格を持っている債権である。</p> <p>差入れた営業保証金は、会社と墓石販売契約を締結する顧客が霊園の経営主体に永代使用料（墓地を使用する権利料）を支払った後、霊園の経営主体から返還されるが、霊園開発計画の頓挫や販売を受託している墓地永代使用権が開園後に販売不振に陥り回収計画から遅延する等の事由により営業保証金の一部又は全部の回収が困難となる場合がある。</p> <p>財務諸表注記（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、営業保証金に対する貸倒引当金の算定にあたっては、霊園を開園前、開園後に区分し、またその回収状況に応じて正常霊園、問題霊園、回収不能霊園に分類している。それぞれの霊園分類は、霊園の経営状況や自治体による経営許可の状況、更に営業保証金の回収計画に対する実績等の、霊園個別の情報を考慮して行われている。そのため、これらには経営者による合理的な将来予測が求められる。</p> <p>当監査法人は、当該営業保証金の財務諸表における金額的重要性及び評価に対する経営者による判断の複雑性等を考慮し、当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、営業保証金の評価を検討するにあたり、以下の手続を実施した。</p> <p>（１）内部統制の評価 貸倒引当金の算定の基礎となる霊園の分類に係る以下の内部統制の有効性を評価した。</p> <p>a. 会社における各霊園の営業保証金の回収状況のモニタリング b. 将来回収計画の合理性・実現可能性を含む霊園分類の妥当性に関する承認プロセス</p> <p>（２）営業保証金の評価における霊園分類の妥当性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業保証金の将来回収計画については、過年度における回収計画と実績との乖離の状況を勘案し、その実現可能性を検討した。 ・霊園分類の変更要否の判断について、会社が定めた基準に従って実施されているか、その妥当性を検討した。 ・霊園開発の主体となる宗教法人に対する訴訟の申し立てや宗教法人の経営状態の著しい悪化等、販売を受託している墓地永代使用権について販売の困難な状況が生じていないか霊園管理を行う部門へ質問を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社はせがわの2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社はせがわが2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。